

国立大学法人秋田大学職員給与規程

平成 16 年 4 月 1 日
規則第 64 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学職員就業規則(平成 16 年規則第 50 号。以下「職員就業規則」という。)第 29 条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。), その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、職員就業規則第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる職員(第 3 号に掲げる職員のうち、年俸制の適用を受ける職員を除く。)に適用する。

2 職員就業規則第 2 条第 1 項第 5 号から第 9 号まで、及び第 22 条に掲げる職員の給与については、別に定める。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第 4 条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
(1) 本給(本給の調整額及び教職調整額を含む。) (2) 諸手当 (イ) 管理職手当, 医師調整手当, 異動保障手当, 広域異動手当, 扶養手当, 住居手当, 単身赴任手当, 招へい手当, 特別貢献手当, 義務教育等教員特別手当, 手術看護手当, 衛生管理者等手当, 業務付加手当及び寒冷地手当	一の月の初日から末日まで	その月の 17 日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15 日(15 日が休日に当たるときは, 18 日), その日が土曜日に当たるときは, 16 日)
(ロ) 通勤手当	第 28 条第 4 項に規定する支給単位期間	支給単位期間に係る最初の月の 17 日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15 日(15 日が休日に当たるときは, 18 日), その日が土曜日に当たるときは, 16 日)
(ハ) 高所作業手当, 遺体取扱手当, 放射線取扱手当, 夜間看護等手当, 教員特殊業務手当, 教育実習等指導手当, 教職大学院実習等指導手当, 教育業務連絡指導手当, 災害時派遣手当, 教員免許	一の月の初日から末日まで	翌月の 17 日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15 日(15 日が休日に当たるときは, 18 日), その日

状更新講習手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当，夜間・休日診療手当，待機診療手当，特別診療加算手当及び診療従事特別調整手当		が土曜日に当たるときは，16日)
(二) 入試手当(試験区分が一般入試の区分に限る。)	一の年度の4月1日から翌年3月31日まで	翌年度の4月17日(ただし，その日が日曜日に当たるときは，15日(15日が休日に当たるときは，18日)，その日が土曜日に当たるときは，16日)
(3) 賞与 期末手当及び勤勉手当	/	6月30日及び12月10日(ただし，その日が日曜日に当たるときは，前々日，土曜日に当たるときは，前日)

- 2 職員が国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程(平成16年規則第57号。以下「勤務時間等規程」という。)第16条の2第1項の規定により付与された超勤代替休暇に勤務した場合において支給する当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については，同項の表中「翌月の」とあるのは，「勤務時間規程第16条の2第1項の規定により超勤代替休暇が付与された日の属する計算期間の翌月の」とする。

(給与の支払)

第5条 職員の給与は，その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし，法令又は労基法第24条に規定する協定で定めるものは，これを給与から控除して支払うことができる。

- 2 前項の給与は，その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。
- 3 給与の振込みに関し必要な事項は，別に定める。
- 4 業務について生じた実費の弁償は，給与には含まれない。

(日割計算等)

第6条 新たに職員となった者には，その日から本給を支給し，本給の月額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し，又は解雇されたときは，その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは，その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であつて，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その本給は，その月の現日数から勤務時間等規程第7条第1項第1号から第4号までに規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前4項の規定は、管理職手当、医師調整手当、異動保障手当、広域異動手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当及び衛生管理者等手当の支給について準用する。

第6条の2 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の本給は、日割り計算により支給する。

(1) 職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 国立大学法人秋田大学職員の育児休業等に関する規程(平成20年規則第208号。以下「育児休業規程」という。)第4条第1項の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 国立大学法人秋田大学職員の介護休業等に関する規程(平成20年規則第209号。以下「介護休業規程」という。)第4条第1項の規定により介護休業を始め、又は介護休業の終了により職務に復帰した場合

(4) 国立大学法人秋田大学に勤務する教育系職員の就業に関する規程(平成16年規則第58号。以下「教育系職員就業規程」という。)第13条の規定により大学院修学休業を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合

(5) 国立大学法人秋田大学職員の自己啓発等休業に関する規程(平成20年規則第210号。以下「自己啓発等休業規程」という。)第2条第4項に規定する自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(6) 職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の中途において、平成22年12月1日施行の職員給与規程附則(以下「平成22年給与規程附則」という。)第2項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員(以下「減額支給対象職員」という。)以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは前項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその月の平成22年給与規程附則第2項各号(第4号及び第5号を除く。)に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

(非常時払い)

第7条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために本給を請求した場合には、第4条の規定にかかわらず支給期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払うものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第39条から第41条まで及び第49条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給並びにこれに対する異動保障手当(扶養手当に係る部分は除く。)、広域異動手当

(扶養手当に係る部分は除く。)、管理職手当、医師調整手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当、衛生管理者等手当、業務付加手当、教育業務連絡指導手当及び寒冷地手当(世帯等の区分欄において、世帯主である職員にあっては、「その他の世帯主である職員」の区分を適用したものとした場合の額、その他の職員にあっては、当該区分に応じた額)の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第39条及び第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が高所作業手当、遺体取扱手当、放射線取扱手当、教員特殊業務手当(学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に限る。)、教育実習等指導手当及び災害時派遣手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第2章 給与

第1節 本給

(本給の決定)

第11条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、本給表に定める級及び号俸により決定する。

(本給表の種類)

第12条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員本給表(一) (別表第1)
- (2) 一般職員本給表(二) (別表第2)
- (3) 教育系職員本給表(一) (別表第3)
- (4) 教育系職員本給表(二) (別表第4)
- (5) 教育系職員本給表(三) (別表第5)
- (6) 医療系職員本給表(一) (別表第6)
- (7) 医療系職員本給表(二) (別表第7)
- (8) 特別職職員本給表 (別表第8)

(初任給)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格及び職務経験等を考慮して決定する。

(昇格)

第14条 従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて1級上位の級に昇格させることができる。

(降格等)

第15条 職員就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 降給については、別に定める。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第18条 職員(特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第44条の規定による懲戒を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職員本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第 19 条及び第 20 条 削除

(本給の調整額)

第 21 条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職調整額)

第 22 条 義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教育文化学部の附属学校(園)に勤務する教育系職員のうち、職務の級が 2 級である者には、その者の本給月額の 100 分の 4 に相当する額の教職調整額を支給する。

2 教職調整額は、第 39 条に規定する超過勤務手当相当額及び第 40 条に規定する休日給相当額を含むものとする。

3 教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 節 諸手当

(管理職手当)

第 23 条 管理職手当は、別表第 9 の管理又は監督の地位にある職員欄に掲げる職員(以下「管理職員」という。)に支給する。

2 管理職手当の月額は、管理職員に適用される本給表の別並びに管理職員の属する職務の級及び当該管理職員に係る別表第 9 の適用区分欄に定める区分に応じ、別表第 10 の管理職手当額欄に定める額とする。

3 平成 22 年給与規程附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 前 2 項に規定する管理職手当の月額は、第 39 条から第 41 条までに規定する所定の勤務時間を超えて勤務した場合(当該勤務が深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間をいう。以下同じ。))において行われる場合を除く。)における割増賃金相当額を含むものとする。

5 別表第 9 の管理又は監督の地位にある職員欄における職を 2 以上兼ねる場合は、適用区分欄の区分が最も上位の職(当該職が複数ある場合は、いずれか一つの職)に係る手当額を支給する。

6 管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師調整手当)

第 24 条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認める職に新たに採用された職員(教育系職員本給表(一)の適用を受ける職員であって、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、別に定

める範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、医師調整手当として支給する。

- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて医師調整手当を支給する。
- 3 医師調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(異動保障手当)

第25条 異動保障手当は、別表第11の民間の賃金水準及び物価等を考慮して定める地域欄(次項から第4項において「支給地域欄」という。)に掲げる地域に在勤する機関から人事交流により採用された職員(支給地域欄に掲げる地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。)に、採用の日から2年間(学長が別に指定するものにあつては3年間)支給する。

- 2 異動保障手当の月額、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 当該採用の日から同日以後1年(前項に規定する学長が別に指定するものにあつては3年)を経過する日までの期間採用前の支給地域欄の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合
 - (2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの間(前号に掲げる期間を除く。)採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 3 人事交流により採用された職員のうち、採用前の機関の在勤地域が支給地域欄以外の地域で、支給地域欄に準ずるものとして別に定める地域から採用された職員については、前2項の規定に準じて支給することができる。
- 4 職員就業規則第12条第1項の規定に基づく出向(国立大学法人秋田大学職員の出向に関する規程(平成16年規則第62号)第2条第1項に規定する在籍出向に限る。)又は国立大学法人秋田大学職員研修規程(平成16年規則第144号)第2条第3項の規定に基づく研修を命ぜられ支給地域欄に掲げる地域に在勤することとなる職員のうち学長が必要と認める職員には、当該在勤することとなる期間前項までの規定に準じて異動保障手当を支給することができる。
- 5 異動保障手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(広域異動手当)

第25条の2 職員を人事交流により採用した場合において、別に定めるところにより算定した機関間の距離(当該採用の日の前日に在勤していた機関の所在地と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と本学との間の距離(当該採用の直前の住居と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と本学との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と本学との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当

該職員には、当該採用の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該採用に係る機関間の距離の次の各号の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、広域異動手当を支給することが適当でないと学長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給される職員が前条の規定により異動保障手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該異動保障手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該異動保障手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

3 広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額は同表に定める額の合計額とする。

支給対象者	手当額
(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(5) 重度心身障害者	

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

4 扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第27条 住居手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額((1)に掲げる職員のうち(2)

に掲げる職員でもある者については、(1)に定める額及び(2)に定める額の合計額)とする。

職員の区分	手当額
(1) 自ら居住するため借家・貸間を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。)	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれに掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
	(イ) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額-12,000 円
	(ロ) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員{(家賃の月額-23,000 円)×1/2} +11,000 円(ただし、これにより得られた額が 27,000 円を超える場合にあつては、27,000 円)
(2) 第 29 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため借家・借間(本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの	(1) の職員の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

2 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第 28 条 通勤手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員((3)に掲げる職員を除く。)	支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員((3)に掲げる職員を除く。)	次に掲げる使用距離に応じて、支給単位期間につき、それぞれに掲げる額 片道 5km 未満 2,000 円 片道 5km 以上 10km 未満 4,200 円 片道 10km 以上 15km 未満 7,100 円 片道 15km 以上 20km 未満 10,000 円 片道 20km 以上 25km 未満 12,900 円 片道 25km 以上 30km 未満 15,800 円

	片道 30km 以上 35km 未満 18,700 円 片道 35km 以上 40km 未満 21,600 円 片道 40km 以上 45km 未満 24,400 円 片道 45km 以上 50km 未満 26,200 円 片道 50km 以上 55km 未満 28,000 円 片道 55km 以上 60km 未満 29,800 円 片道 60km 以上 31,600 円
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員	(1)及び(2)に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び(2)に掲げる額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、(1)に掲げる額又は(2)に掲げる額

- 2 前項の規定にかかわらず、交通機関等又は自動車等を利用又は使用せず、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものには支給しない。
- 3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 5 通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第 29 条 人事交流による採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらの職員との権衡上必要があると認める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000 円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が 100 キロメートル以上である職員にあつては、その額に、次の表の交通距離の区分欄に掲げる交通距離に応じた加算額を加算した額)とする。

交通距離の区分	加算額
100km 以上 300km 未満	8,000 円

300km 以上 500km 未満	16,000 円
500km 以上 700km 未満	24,000 円
700km 以上 900km 未満	32,000 円
900km 以上 1,100km 未満	40,000 円
1,100km 以上 1,300km 未満	46,000 円
1,300km 以上 1,500km 未満	52,000 円
1,500km 以上 2,000km 未満	58,000 円
2,000km 以上 2,500km 未満	64,000 円
2,500km 以上	70,000 円

3 単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(招へい手当)

第 30 条 次に掲げる場合においてその採用が著しく困難になると認められるときには 50,000 円の範囲内の額を、採用の日から 6 年以内の期間(第 2 号に掲げる場合は、当該任期を付された期間)、招へい手当として支給する。

- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授、講師又は助教の職に採用しようとする場合
- (2) 前号に準ずる者を任期を限って教授、准教授、講師又は助教の職に採用しようとする場合
- (3) 第一号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合

2 招へい手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別貢献手当)

第 30 条の 2 特に本学に顕著な貢献があると認められる職員には、特別貢献手当を支給することができる。

2 特別貢献手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

第 31 条 義務教育等教員特別手当は、教育文化学部の附属学校(園)に勤務する副校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額額は、職務の級及びその者の受ける号俸の別に応じて、別表第 12 に定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に勤務する副園長、教頭、教諭及び養護教諭については、前項に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
- 4 義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(手術看護手当)

第 31 条の 2 手術看護手当は、医学部附属病院の中央手術部に勤務する看護師長、副看護師長、助産師、看護師、准看護師及び看護助手に支給するものとし、手当の月額は、10,000 円とする。

2 手術看護手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(衛生管理者等手当)

第 31 条の 3 衛生管理者等手当は、国立大学法人秋田大学職員安全衛生管理規程第 11 条に規定する衛生管理者及び同規程第 12 条に規定する産業医に選任された職員が、それぞれの職務に従事した場合に支給するものとし、手当の月額は、衛生管理者については 3,000 円、産業医については 10,000 円とする。

2 衛生管理者等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(業務付加手当)

第 31 条の 4 業務付加手当は、職員が次の表の業務の区分欄に掲げる業務を付加された場合において、当該業務に従事している期間支給するものとし、手当の月額は、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
国立大学法人秋田大学大学戦略室戦略 IR プロジェクトチーム内規第 3 に規定する戦略企画員の業務	3,000 円

2 業務付加手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第 32 条 高所作業手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、同表に定める額とする。

作業の区分	手当額
施設及び設備に係る業務に従事する職員が地上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所、で、営繕工事の監督に従事したとき。	200 円(当該作業が、地上 30 メートル以上の箇所で行われたときは 300 円)とする。 ただし、当該作業に従事した時間が 4 時間に満たない場合にあつては、その額に 100 分の 60 を乗じて得た額

2 高所作業手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(遺体取扱手当)

第 33 条 遺体取扱手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は作業に従事した日 1 日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。ただし、同一の日において、(1)の作業及び(2)の作業に従事した場合にあつては、(2)の作業に係る手当は支給しない。

作業の区分	手当額
(1) 大学院医学系研究科に配置されている職員のうち一般職員本給表(一)の適	3,200

用を受ける職員が遺体の取扱作業に従事したとき。	円
(2) 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員が、教育研究に必要な遺体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。	1,000円

2 遺体取扱手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱手当)

第34条 放射線取扱手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

作業の区分	手当額
(1) 診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている放射線助手が、放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。	230円
(2) 職員が国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター放射線障害予防規程(平成16年規則第19号)第8条又は国立大学法人秋田大学医学部附属病院放射線障害予防規程(平成16年規則第79号)第10条に規定する管理区域内において行う業務で、月の初日から末日までの間に外部放射線により被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であるとき。	

2 放射線取扱手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は、次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1) 医学部附属病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	(イ) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円
	(ロ) その勤務時間が深夜の一部を含む次に掲げる勤務である場合 1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円 2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円 3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円
	(2) 医学附属病院に勤務する医療系職員本給表の適用を受

ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。	
---	--

- 2 助産師、看護師及び准看護師(徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第28条第1項に規定する表中、職員の区分欄の(2)に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が、深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合は、当分の間、前項に規定する額に、次の表の通勤距離の区分欄に定める加算額を加算した額とする。

通勤距離の区分	加算額
2km以上 5km未満	380円
5km以上 10km未満	760円
10km以上	1,140円

- 3 夜間看護等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教員特殊業務手当)

第36条 教員特殊業務手当は、教育文化学部の附属学校(園)に所属する副校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給するものとし、手当の額は業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分		手当額
(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	(イ) 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、手当額にその100分の100に相当する額を加算した額)	8,000円
	(ロ) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500円
	(ハ) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	7,500円
(2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		4,250円
(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は休日等(勤務時間等規程第7条第1項及び第10条第2項の規定による休日(同規程第8条第1項の規定により休日を振り替えた場合にあっては、当該振り替えた休日)並びに同規程第9条の規定による代休をいう。以下この条において同じ。)に行うもの		3,000円
(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの		3,000円

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日等に行うもの	1,800円
---	--------

2 教員特殊業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教育実習等指導手当)

第 37 条 教育実習等指導手当は、教育文化学部の附属学校(園)に所属する副校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教育文化学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事したとき。	720円

2 教員実習等指導手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職大学院実習等指導手当)

第 37 条の 2 教職大学院実習等指導手当は、教育文化学部の附属学校(園)に所属する副校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教職大学院の計画に基づく大学院生の実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事したとき。	720円

2 教職大学院実習等指導手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教育業務連絡指導手当)

第 38 条 教育業務連絡指導手当は、教育文化学部の附属学校に所属する教諭のうち、次の表の主任の区分欄に掲げる主任等が、同表の業務の区分欄に掲げる業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、同表に定める額とする。

主任の区分	業務の区分	手当額
(1) 附属小学校の教務主任、学年主任、研究主任及び教育実習主任	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもので、その職務が困難であると認める業務に従事したとき。	200円
(2) 附属中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任及び教育実習主任		

(3) 附属特別支援学校の教務主任, 生徒指導主事, 高等部に置かれる進 路指導主事, 研究主任及び教育実習 主任		
--	--	--

2 教育業務連絡指導手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第 38 条の 2 削除

(入試手当)

第 38 条の 3 入試手当は、本学が実施する入学者選抜試験に係る業務のうち、職員(試験区分が大学入試センター試験の区分であって、業務の区分が(1)～(3)については教育系職員(これに準ずる者を含む。)に限る。)が次の表の試験区分欄及び業務の区分欄に掲げる業務(試験区分が一般入試の区分にあつては、別に定める実施教科等に係るものに限る。)に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

試験区分	業務の区分	手当額(支給単位)
大学入試センター試験	(1) 試験実施本部及び各試験場本部	16,000 円(1 日)
	(2) 試験監督	10,000 円(1 日)
		5,000 円(半日)
	(3) 試験監督(代替要員)	5,000 円(1 日)
		2,500 円(半日)
一般入試(前期・後期日程)	(4) 試験補助	6,000 円(1 日)
		3,000 円(半日)
	(1) 問題作成	35,000 円(1 科目)
		(2) (1)に掲げる業務の教科等の代表者
(3) 答案・小論文採点		14,000 円(1 日)
		7,000 円(半日)

2 勤務時間等規程第 7 条に定める休日に前項に掲げる業務を命ぜられた職員のうち、当該休日を同規程第 8 条の規定により他の勤務日に振り替えた場合(学長が別に定める場合を除く。)には、入試手当は支給しない。

3 入試手当は、第 39 条に規定する超過勤務手当相当額及び第 40 条に規定する休日給相当額を含むものとする。

4 入試手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(災害時派遣手当)

第 38 条の 4 災害時派遣手当は、次の表の職員の区分欄に掲げる職員が、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に定める救助に関する業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
-------	-----

教育系職員本給表(一)の適用を受ける教育系職員(医師及び歯科医師に限る。)	22,300 円
医療系職員のうち、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、助産師及び看護師	15,700 円
事務系職員及び技術系職員	14,400 円

2 災害時派遣手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教員免許状更新講習手当)

第 38 条の 5 教員免許状更新講習手当は、職員が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に基づき、本学が開設する免許状更新講習の講師を担当した場合	講習を担当した時間 1 時間につき、5,500 円

2 教員免許状更新講習手当は、第 39 条に規定する超過勤務手当相当額及び第 40 条に規定する休日給相当額を含むものとする。

3 教員免許状更新講習手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第 39 条 勤務時間等規程第 16 条第 1 項の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 (その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 150) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定に定めるもののほか、勤務時間等規程第 8 条の規定により他の勤務日に振り替えられた休日(同規程第 7 条に規定する休日をいう。次条において同じ。)に勤務することを命ぜられ、当該勤務を命ぜられた日の属する週の所定の勤務時間が、あらかじめ定められた 1 週間の所定の勤務時間を超えることとなる職員には、その超えた所定の勤務時間に相当する時間に対して、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えて勤務した時間が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 2 項及び次条第 1 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 175、その勤務が前項に規定する勤務の場合は、100 分の 50) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間等規程第 16 条の 2 第 1 項に規定する超勤代替休暇を付与された場合において、当該超勤代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その時間が深夜である場合は、100 分の 175、その時間が第 2 項に規定する時間の場合は、100 分の 50)から第 1 項、第 2 項及び次条第 1 項に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(休日給)

第 40 条 勤務時間等規程第 16 条第 1 項の規定により休日(同規程第 9 条の規定により代休となった日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命ぜられた職員には、勤務を命ぜられた全時間(同規程第 8 条の規定により、当該休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えた場合は除く。)に対して、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135(その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 160)を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前項の規定は、同規程第 10 条の規定を適用される職員にあつては、同条の規定により、休日として指定した日を休日とみなして適用するものとし、当該職員の所定の勤務時間が、同規程第 7 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに当たる日(以下「祝日等」という。)に割り振られた場合において、当該祝日等分の休日を指定されない職員については、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日給を支給する。

(夜勤手当)

第 41 条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を夜勤手当として支給する(前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。)

(宿日直手当)

第 42 条 宿日直手当は、職員が勤務時間等規程第 15 条の規定により、宿日直勤務を命じられ、次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1) 病院の定時巡回，看護に関する緊急時の対応，非常事態に備えての待機及び電話の収受に対処するための看護師長等の宿直勤務	6,700 円

2 前項の勤務は、前 3 条の勤務には含まれない。

第 42 条の 2 削除

(夜間・休日診療手当)

第 42 条の 3 夜間・休日診療手当は、医学部附属病院の小児科，集中治療部又は救急部に勤務する医師が，次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし，手当の額は，業務の区分に応じて同表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
(1) 所定の勤務時間による勤務が夜間(午後 4 時 15 分から翌日午前 8 時 45 分まで)において行われる診療等の業務に従事したとき。	20,000 円
(2) 所定の勤務時間による勤務が休日(午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)において行われる診療等の業務に従事したとき。	
(3) (1)又は(2)に掲げる業務(救急部に勤務する場合に限る。)に加え，所属する診療科等の入院患者の病状の急変等に対処するための業務を付加されたとき。	40,000 円

2 夜間・休日診療手当は，第 41 条の規定による夜勤手当相当額を含むものとする。

3 夜間・休日診療手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(待機診療手当)

第 42 条の 4 待機診療手当は，医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし，手当の額は，同表の勤務箇所欄に掲げる診療科等に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	勤務箇所	手当額
所定の勤務時間以外の時間において救急患者又は入院患者の病状の急変等に対処するために待機を命じられ，呼び出しを受け，診療に従事したとき。	(イ) 次の(ロ)及び(ハ)に掲げるもの以外の診療科(小児科を除く。)等	20,000 円
	(ロ) 集中治療部又は救急部	15,000 円
	(ハ) 糖尿病・内分泌内科，老年内科，呼吸器外科，食道外科，乳腺・内分泌外科，脳神経外科，小児外科，整形外科，皮膚科，眼科，麻酔科又は腫瘍内科の各診療科	10,000 円

2 待機診療手当は，第 39 条に規定する超過勤務手当相当額及び第 40 条に規定する休日給相当額を含むものとする。

3 待機診療手当に関し必要な事項は，別に定める。

(特別診療加算手当)

第 42 条の 5 特別診療加算手当は，医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が所定の勤務時間以外の時間において次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし，手当の額は，業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1) 重症患者の管理等の業務のため8時間以上待機したとき。	10,000円
(2) 臨時又は緊急の手術及び重症処置の業務に従事したとき(3)に該当する手術は除く。)	6,000円
(3) 予め所定の勤務時間以外に開始が予定されていた手術の業務に従事したとき及び所定の勤務時間内に開始した手術の業務が延長し、所定の勤務時間以外の時間に及んだとき。	4,000円
(4) 高度の技術を要する処置又は検査等の業務に従事したとき(前条第1項の表の勤務箇所欄(ハ)に掲げる診療科における当該業務に限る。)	4,000円
(5) 緊急の分べんの業務又は当該分べんに関わる麻酔等の業務に従事したとき(産科婦人科、小児科又は麻酔科に所属する医師が従事した場合に限る。)	10,000円

- 2 特別診療加算手当は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。
- 3 特別診療加算手当に関し必要な事項は、別に定める。
(診療従事特別調整手当)

第42条の6 診療従事特別調整手当は、医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
手術及び重症処置業務が行われる日の前日の夜間又は休日の診療業務及び待機又は呼び出しの診療業務の免除を実施している診療科の医師又は歯科医師が、前条の表(2)に規定する業務に従事したとき。	1,000円

- 2 診療従事特別調整手当に関し必要な事項は、別に定める。
(寒冷地手当)

第43条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)に在勤する職員に対して支給するものとし、手当の月額は、次の表の基準日における職員の世帯等の区分欄に応じ、同表に定める額とする。

世帯等の区分		手当額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円
	その他の世帯主である職員	10,200円
その他の職員		7,360円

備考「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて、別に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、職員給与規程第29条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(学長が定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして学長が定めるものを含まないものとする。

- 2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第48条の規定により給与の支給を受ける職員(同条の規定により寒冷地手当を支給しないこととされている職員を除く。)前項の規定による額にその者の給与の支給について用いられた同条の規定による割合を乗じて得た額
 - (2) 第50条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている職員その他学長が定める職員 零
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、学長が定める額とする。
 - (1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - (2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として学長が定める場合
- 4 寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 賞与

(期末手当)

- 第44条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び平成22年給与規程附則第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、又は死亡した職員(第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条並びに平成22年給与規程附則第2項第4号において同じ。)において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5

を乗じて得た額(次の表(2)に定める職員で管理職手当の区分が II 種であるもの(次条第 2 項及び平成 22 年給与規程附則第 5 項において「特定管理職員」という。))にあつては、6 月に支給する場合においては 100 分の 102.5, 12 月に支給する場合においては 100 分の 117.5 を乗じて得た額, 特別職職員本給表の適用を受ける職員にあつては 6 月に支給する場合においては 100 分の 62.5, 12 月に支給する場合においては 100 分の 77.5 を乗じて得た額)に, 基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて, 次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

本給表	職務の級	加算割合
一般職員本給表 (一)	8 級以上	100 分の 20
	7 級・6 級	100 分の 15
	5 級・4 級	100 分の 10
	3 級	100 分の 5
一般職員本給表 (二)	5 級	100 分の 10
	4 級	100 分の 5
	3 級(別に定める職員に限る。)	
教育系職員本給表(一)	6 級	100 分の 20
	5 級	100 分の 15(別に定める職員にあつては 100 分の 20)
	4 級・3 級	100 分の 10(4 級の職員のうち別に定める職員にあつては 100 分の 15)
	2 級(別に定める職員に限る。)	100 分の 5
教育系職員本給表(二)	4 級	100 分の 15
	3 級	100 分の 10
	2 級(別に定める職員に限る。)	100 分の 5(別に定める職員にあつては 100 分の 10)
教育系職員本給表(三)	4 級	100 分の 15
	3 級	100 分の 10
	2 級(別に定める職員に限る。)	100 分の 5(別に定める職員にあつては 100 分の 10)
医療系職員本給表(一)	6 級	100 分の 15
	5 級	100 分の 10
	4 級・3 級	100 分の 5
	2 級(別に定める職員に限る。)	

医療系職員本給表(二)	6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級 2級(別に定める職員に限る。)	100分の5
特別職職員本給表	/	100分の20

表(2)

本給表	職務の級	管理職手当の区分	加算割合
一般職員本給表(一)	7級以上	II種	100分の15
教育系職員本給表(一)	6級・5級	III種	100分の10
医療系職員本給表(二)	6級	II種	100分の15
特別職職員本給表	/	/	100分の25

表(3)

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上 6か月未満	100分の80
3か月以上 5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者(職員就業規則第13条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第7号、第9号又は第10号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

ロ 刑事休職者(職員就業規則第13条第1項第2号の規定により休職にされている職員をいう。)

ハ 停職者(職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。)

ニ 無給派遣休職者(職員就業規則第13条第1項第6号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

ホ 育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしている職員又は介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

へ 任期付短時間勤務職員(育児休業規程第28条第2項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)

ト 大学院修学休業職員(教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。)

チ 自己啓発等休業職員(自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。)

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。)

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。

5 期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第45条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び平成22年給与規程附則第2項第5号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。この項及び平成22年給与規程附則第2項第5号において同じ。)において受けるべき本給の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額(前条第2項の表(2)に定める職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、次の表に掲げる勤務期間の区分に応じた期間率及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、それぞれ次の各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する異動保障手当及

び広域異動手当の月額合計額を加算した額に 100 分の 80(特定管理職員にあつては、100 分の 100)を乗じて得た額の総額

- (2) 特別職職員本給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 87.5 を乗じて得た額の総額

勤務期間	期間率
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	0

- 3 前条第 3 項の規定は、同項第 1 号中イ、ロ及びニを「休職者(職員就業規則第 13 条第 1 項の規定により休職にされている職員(第 48 条の表(1)中の(イ)の規定の適用を受ける職員を除く。)をいう。)」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第 4 項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第 46 条 削除

第 3 章 給与の特例

(特定の職員の適用除外)

第 47 条 第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条及び第 31 条から第 42 条の 5 までの規定は、特別職職員本給表の適用を受ける職員には適用しない。

(休職者の給与)

第 48 条 休職者の給与は、次の表の休職の事由欄に掲げる場合に支給するものとし、給与は、休職の事由に応じて同表に定める額とする。

休職の事由	休職者の給与
(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合	(イ) 当該休職が業務上又は通勤によるものである場合は、その休職の期間中、給与の全額(労基法第 76 条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。)第 14 条による休業

	<p>補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。</p> <p>(ロ) 当該休職が結核性疾患によるものである場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、本給、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当(以下この条において「本給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給する。ただし、教育系職員就業規程第7条第2項の規定による休職の期間にあつては、その期間中、給与の全額を支給する。</p> <p>(ハ) 当該休職が(イ)及び(ロ)以外の心身の故障によるものである場合は、休職の期間が満1年に達するまでは、その本給等のそれぞれ100分の80を支給する。</p>
(2) 刑事事件に関し起訴された場合	その休職の期間中、本給、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
(3) 職務に関連があると認められる学術に関する研究又は指導に従事する場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内を支給する。
(4) 共同して行う研究、又は国の委託を受けて行われる研究に従事する場合	
(5) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員の職を兼ねる場合において、大学の職務に従事することができないとき。	支給しない。
(6) 国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70(ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額等派遣先機関の特殊事情によっては、100分の100以内を支給する又は給与を支給しないことができる。)を支給する。
(7) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内(業務上の災害又は労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給する。
(8) 削除	削除
(9) 労働組合の業務に専従する場合	支給しない。
(10) その他特別の事情があり、学長が休職を相当と認める場合	その休職の期間のうち学長が定める期間中、学長が定める給与を支給する。

(給与の減額)

第 49 条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第 9 条に規定する休日の代休又は勤務時間等規程第 16 条の 2 に規定する超勤代替休暇である場合、勤務時間等規程第 22 条に規定する休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(本給の半減)

第 50 条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

第 4 章 補則

(実施に関し必要な事項)

第 51 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(承継職員の本給表の切替え)

2 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者に適用されていた俸給表(以下「旧俸給表」という。)が附則別表第 1 に掲げられているものの施行日における本給表は、旧俸給表に対応する同表の本給表欄に定める本給表とする。

附則別表第 1

旧俸給表	本給表
行政職俸給表(一)	一般職員本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職員本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育系職員本給表(一)
教育職俸給表(二)	教育系職員本給表(二)
教育職俸給表(三)	教育系職員本給表(三)
医療職俸給表(二)	医療系職員本給表(一)
医療職俸給表(三)	医療系職員本給表(二)
指定職俸給表	特別職職員本給表

(職務の級及び号俸の切替え)

- 3 前項の規定により施行日における本給表を定められた職員の同日における職務の級は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)と同一の職務の級とする。
- 4 前 2 項の規定により施行日における職務の級を定められた職員の同日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)と同一の号俸とする。
(最高号俸を超える俸給月額の切替え等)
- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額が附則別表第 2 の旧俸給月額欄に掲げられている職員の施行日における号俸は、その者の施行日の前日における俸給月額に対応する新号俸欄に定める号俸とする。

附則別表第 2

イ 旧俸給表が行政職俸給表(一)の適用を受ける職員

3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧俸給月額	新号俸								
318,900	33 号俸	366,500	29 号俸	384,200	27 号俸	420,100	25 号俸	430,600	23 号俸
320,700	34 号俸	368,700	30 号俸	386,800	28 号俸	423,500	26 号俸	434,100	24 号俸
322,500	35 号俸	370,900	31 号俸	389,400	29 号俸	426,900	27 号俸	437,600	25 号俸
324,300	36 号俸	373,100	32 号俸	392,000	30 号俸	430,300	28 号俸	441,100	26 号俸
326,100	37 号俸	375,300	33 号俸	394,600	31 号俸	433,700	29 号俸	444,600	27 号俸

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
454,700	22 号俸	491,000	19 号俸	514,700	16 号俸	582,300	16 号俸
458,300	23 号俸	495,100	20 号俸	519,100	17 号俸	586,900	17 号俸
461,900	24 号俸	499,200	21 号俸	523,500	18 号俸	591,500	18 号俸
465,500	25 号俸	503,300	22 号俸	527,900	19 号俸	596,100	19 号俸
469,100	26 号俸	507,400	23 号俸	532,300	20 号俸	600,700	20 号俸

ロ 旧俸給表が行政職俸給表(二)の適用を受ける職員

3 級	4 級	5 級
-----	-----	-----

旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
309,500	32号俸	327,100	32号俸	351,400	28号俸
311,300	33号俸	329,100	33号俸	353,600	29号俸
313,100	34号俸	331,100	34号俸	355,800	30号俸
314,900	35号俸	333,100	35号俸	358,000	31号俸
316,700	36号俸	335,100	36号俸	360,200	32号俸

ハ 旧俸給表が教育職俸給表(一)の適用を受ける職員

2級		3級		4級		5級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
413,500	35号俸	474,100	29号俸	506,900	27号俸	594,800	24号俸
416,300	36号俸	477,100	30号俸	510,200	28号俸	599,400	25号俸
419,100	37号俸	480,100	31号俸	513,500	29号俸	604,000	26号俸
421,900	38号俸	483,100	32号俸	516,800	30号俸	608,600	27号俸
424,700	39号俸	486,100	33号俸	520,100	31号俸	613,200	28号俸

ニ 旧俸給表が教育職俸給表(二)の適用を受ける職員

2級		3級		4級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
458,500	34号俸	508,500	24号俸	530,600	16号俸
461,300	35号俸	512,500	25号俸	535,000	17号俸
464,100	36号俸	516,500	26号俸	539,400	18号俸
466,900	37号俸	520,500	27号俸	543,800	19号俸
469,700	38号俸	524,500	28号俸	548,200	20号俸

ホ 旧俸給表が教育職俸給表(三)の適用を受ける職員

2級		3級		4級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
444,600	37号俸	475,500	27号俸	503,400	16号俸
447,000	38号俸	478,300	28号俸	507,300	17号俸
449,400	39号俸	481,100	29号俸	511,200	18号俸
451,800	40号俸	483,900	30号俸	515,100	19号俸
454,200	41号俸	486,700	31号俸	519,000	20号俸

ヘ 旧俸給表が医療職俸給表(二)の適用を受ける職員

3級		4級		5級		6級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸

369,500	31号俸	388,100	28号俸	426,300	24号俸	454,700	21号俸
371,700	32号俸	390,700	29号俸	429,700	25号俸	458,300	22号俸
373,900	33号俸	393,300	30号俸	433,100	26号俸	461,900	23号俸
376,100	34号俸	395,900	31号俸	436,500	27号俸	465,500	24号俸
378,300	35号俸	398,500	32号俸	439,900	28号俸	469,100	25号俸

ト 旧俸給表が医療職俸給表(三)の適用を受ける職員

2級		3級		4級		5級		6級	
旧俸給月額	新号俸								
370,700	39号俸	393,200	32号俸	409,900	29号俸	430,300	25号俸	488,600	23号俸
372,900	40号俸	395,500	33号俸	412,300	30号俸	432,800	26号俸	492,100	24号俸
375,100	41号俸	397,800	34号俸	414,700	31号俸	435,300	27号俸	495,600	25号俸
377,300	42号俸	400,100	35号俸	417,100	32号俸	437,800	28号俸	499,100	26号俸
379,500	43号俸	402,400	36号俸	419,500	33号俸	440,300	29号俸	502,600	27号俸

(期間の通算)

- 6 前項の規定により施行日における号俸を決定された職員に対する施行日以後における最初の第18条の規定の適用については、その者の施行日の前日における俸給月額を受けていた間をその者の施行日における本給月額を受けていた期間に通算する。

(施行日前の俸給決定に係る期間の通算)

- 7 前項によるほか、施行日における号俸(以下「新号俸」という。)を定められる職員に対する施行日以後における最初の第18条第1項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。

(異動保障手当)

- 8 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、かつ官署を異にして異動(以下この項において「異動」という。)し給与法第11条の7の規定に基づき調整手当の異動保障を受けていた者の第25条の規定の適用については、当該異動の日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、平成17年3月31日までの間。以下この項において同じ。)、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の異動保障手当を支給する。

(1) 当該異動の日から平成17年3月31日までの期間 異動前の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(経過措置)

- 9 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、次の表の第1欄に掲げるこの規程の適用に際しては、同表の第2欄に掲げる法令の効果を継承する。ただし、同日において、同表の第1欄に掲げる規定の定めにより新たに支給されることとなる場合、又は支給されなくなる場合等にあつては、この限りでない。

この規程の規定	他の法令の規定
第26条(扶養手当)	給与法第11条
第27条(住居手当)	給与法第11条の9
第28条(通勤手当)	給与法第12条
第29条(単身赴任手当)	給与法第12条の2

- 10 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、次の表の第1欄に掲げるこの規程の適用に際しては、同表の第2欄に掲げる法令の効果を継承する。

この規程の規定	他の法令の規定
第48条(休職者の給与)の「同表」中	
(1) (病気休職)	給与法第23条第1項、節2項及び第3項
(2) (起訴休職)	給与法第23条第4項
(3) (研究休職)	人事院規則9-13(休職者の給与)第1条第1号
(4) (共同研究休職)	人事院規則9-13第1条第1号
(6) (派遣休職)	人事院規則18-0(職員の国際機関等への派遣)第7条
(7) (災害行方不明休職)	人事院規則9-13第1条第1号及び第2号
第50条(本給の半減)	給与法附則第7項

附 則

この規程は、平成16年6月24日から施行し、平成16年6月21日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月10日から施行し、平成16年10月28日から適用する。
ただし、第12条第2号(別表第2の改正に係る部分に限る。)は、平成16年10月1日から適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 経過措置対象職員 平成16年10月29日(以下「旧基準日」という。)から引き続き在勤する職員をいう。
 - (2) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分のうち、旧算出規定(改正前の職員給与規程第43条の規定をいう。以下この項において同じ。)を適用したとしたならば算出される同条第1項の規定による基準額又は加算額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。
 - (3) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の職員給与規程第43条第1項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準世帯等区分をその世帯等区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。
- 3 基準日において、経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き在勤する職員に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額(以下この項において「特例支給額」という。)が、その者につき改正後の職員給与規程第43条第1項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の職員給与規程第43条第1項の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

- 4 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第43条の規定にかかわらず、学長が定めるところにより、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 5 国等の職員であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き職員給与規程の適用を受ける職員となった場合において、採用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して、附則第3項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第43条の規定にかかわらず、学長の定めるところにより、附則第3項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 25 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 26 日から施行し、平成 17 年 7 月 5 日から適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(職務の級の切替え)

第 2 条 平成 18 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

附則別表第 1

イ 旧一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本給表	旧級	新級
一般職員本給表(一) (旧一般職員本給表(一))	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級

ロ 旧一般職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本給表	旧級	新級
一般職員本給表(二) (旧一般職員本給表(二))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	

	5級	4級
	6級	5級

ハ 旧教育系職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本給表	旧級	新級
教育系職員本給表(一) (旧教育系職員本給表(一))	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級

ニ 旧教育系職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本給表	旧級	新級
教育系職員本給表(二) (旧教育系職員本給表(二))	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級

ホ 旧教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員の新級への切替

本給表	旧級	新級
教育系職員本給表(三) (旧教育系職員本給表(三))	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級

ヘ 旧医療系職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本給表	旧級	新級
医療系職員本給表(一) (旧医療系職員本給表(一))	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	6級

ト 旧医療系職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本給表	旧級	新級
-----	----	----

医療系職員本給表(二) (旧医療系職員本給表(二))	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	6級

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第7までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、第3項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(次項に定める職員にあつては、次項に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

附則別表第2

イ 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1

	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21

12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	38	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	39	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	40	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	41	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	41	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	42	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	43	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	44	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	45	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	45	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	45	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	45	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	45	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57	53	45	
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58	54	45	

	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59	55	45	
	9 月以上 12 月未満		93	76	62	80	68	64	60	56	45	
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61	57	45	
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61	57	45	
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62	58	45	
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63	59	45	
	9 月以上 12 月未満			80	63	84	72	68	64	60	45	
	12 月以上			81	63	85	73	69	65	61	45	
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66	61		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67	61		
	9 月以上 12 月未満			84	64	88	76	72	68	61		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69	61		
22	3 月未満			85	65	89	77	73	69	61		
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74	70	61		
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75	71	61		
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76	72	61		
	12 月以上			89	67	93	81	77	73	61		
23	3 月未満			89	67	93	81	77	73	61		
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82	78	74	61		
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83	79	75	61		
	9 月以上 12 月未満			92	68	96	84	80	76	61		
	12 月以上			93	69	97	85	81	77	61		
24	3 月未満			93	69	97	85	81	77			
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86	82	77			
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87	83	77			
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88	84	77			
	12 月以上			97	73	101	89	85	77			
25	3 月未満			97	73	101	89	85	77			
	3 月以上 6 月未満			98	73	102	90	85	77			
	6 月以上 9 月未満			99	74	103	91	85	77			
	9 月以上 12 月未満			100	74	104	92	85	77			
	12 月以上			101	75	105	93	85	77			
26	3 月未満			101	75	105	93	85	77			
	3 月以上 6 月未満			102	75	106	93	85	77			
	6 月以上 9 月未満			103	76	107	93	85	77			
	9 月以上 12 月未満			104	76	108	93	85	77			

	12 月以上			105	77	109	93	85	77			
27	3 月未滿			105	77	109	93	85				
	3 月以上 6 月未滿			106	78	110	93	85				
	6 月以上 9 月未滿			107	79	111	93	85				
	9 月以上 12 月未滿			108	80	112	93	85				
	12 月以上			109	81	113	93	85				
28	3 月未滿			109	81	113	93					
	3 月以上 6 月未滿			110	82	113	93					
	6 月以上 9 月未滿			111	83	113	93					
	9 月以上 12 月未滿			112	84	113	93					
	12 月以上			113	85	113	93					
29	3 月未滿			113	85	113	93					
	3 月以上 6 月未滿			114	85	113	93					
	6 月以上 9 月未滿			115	86	113	93					
	9 月以上 12 月未滿			116	86	113	93					
	12 月以上			117	87	113	93					
30	3 月未滿			117	87	113						
	3 月以上 6 月未滿			118	87	113						
	6 月以上 9 月未滿			119	88	113						
	9 月以上 12 月未滿			120	88	113						
	12 月以上			121	89	113						
31	3 月未滿			121	89	113						
	3 月以上 6 月未滿			122	90	113						
	6 月以上 9 月未滿			123	91	113						
	9 月以上 12 月未滿			124	92	113						
	12 月以上			125	93	113						
32	3 月未滿			125	93							
	3 月以上 6 月未滿			125	94							
	6 月以上 9 月未滿			125	95							
	9 月以上 12 月未滿			125	96							
	12 月以上			125	97							
33	3 月未滿			125	97							
	3 月以上 6 月未滿			125	98							
	6 月以上 9 月未滿			125	99							
	9 月以上 12 月未滿			125	100							
	12 月以上			125	101							
34	3 月未滿			125								

	3月以上6月未満			125								
	6月以上9月未満			125								
	9月以上12月未満			125								
	12月以上			125								
35	3月未満			125								
	3月以上6月未満			125								
	6月以上9月未満			125								
	9月以上12月未満			125								
	12月以上			125								
36	3月未満			125								
	3月以上6月未満			125								
	6月以上9月未満			125								
	9月以上12月未満			125								
	12月以上			125								
37	3月未満			125								
	3月以上6月未満			125								
	6月以上9月未満			125								
	9月以上12月未満			125								
	12月以上			125								

ロ 一般職員本給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1

	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21

11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50

	6 月以上 9 月未満	67	67	63	75	55	51
	9 月以上 12 月未満	68	68	64	76	56	52
	12 月以上	69	69	65	77	57	53
19	3 月未満	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未満	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	66	79	59	55
	9 月以上 12 月未満	72	72	66	80	60	56
	12 月以上	73	73	67	81	61	57
20	3 月未満	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未満	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未満	75	75	68	83	63	59
	9 月以上 12 月未満	76	76	68	84	64	60
	12 月以上	77	77	69	85	65	61
21	3 月未満	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	86	66	62
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	87	67	63
	9 月以上 12 月未満	80	80	72	88	68	64
	12 月以上	81	81	73	89	69	65
22	3 月未満	81	81	73	89	69	65
	3 月以上 6 月未満	82	82	73	90	70	66
	6 月以上 9 月未満	83	83	74	91	71	67
	9 月以上 12 月未満	84	84	74	92	72	68
	12 月以上	85	85	75	93	73	69
23	3 月未満	85	85	75	93	73	69
	3 月以上 6 月未満	86	86	75	94	74	69
	6 月以上 9 月未満	87	87	76	95	75	69
	9 月以上 12 月未満	88	88	76	96	76	69
	12 月以上	89	89	77	97	77	69
24	3 月未満	89	89	77	97	77	
	3 月以上 6 月未満	90	90	77	98	78	
	6 月以上 9 月未満	91	91	78	99	79	
	9 月以上 12 月未満	92	92	78	100	80	
	12 月以上	93	93	79	101	81	
25	3 月未満	93	93	79	101	81	
	3 月以上 6 月未満	94	94	79	102	82	
	6 月以上 9 月未満	95	95	80	103	83	
	9 月以上 12 月未満	96	96	80	104	84	

	12 月以上	97	97	81	105	85	
26	3 月未滿	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	107	87	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84	108	88	
	12 月以上	101	101	85	109	89	
27	3 月未滿	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	111	91	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86	112	92	
	12 月以上	105	105	87	113	93	
28	3 月未滿	105	105	87	113	93	
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	114	94	
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	115	95	
	9 月以上 12 月未滿	108	108	88	116	96	
	12 月以上	109	109	89	117	97	
29	3 月未滿	109	109	89	117	97	
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	118	98	
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	119	99	
	9 月以上 12 月未滿	112	112	92	120	100	
	12 月以上	113	113	93	121	101	
30	3 月未滿	113	113	93	121	101	
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93	122	101	
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94	123	101	
	9 月以上 12 月未滿	116	116	94	124	101	
	12 月以上	117	117	95	125	101	
31	3 月未滿	117	117	95	125	101	
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95	126	101	
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96	127	101	
	9 月以上 12 月未滿	120	120	96	128	101	
	12 月以上	121	121	97	129	101	
32	3 月未滿	121	121	97	129	101	
	3 月以上 6 月未滿	121	122	98	130	101	
	6 月以上 9 月未滿	121	123	99	131	101	
	9 月以上 12 月未滿	121	124	100	132	101	
	12 月以上	121	125	101	133	101	
33	3 月未滿		125	101	133		

	3月以上6月未満		126	102	133		
	6月以上9月未満		127	103	133		
	9月以上12月未満		128	104	133		
	12月以上		129	105	133		
34	3月未満			105	133		
	3月以上6月未満			106	133		
	6月以上9月未満			107	133		
	9月以上12月未満			108	133		
	12月以上			109	133		
35	3月未満			109	133		
	3月以上6月未満			109	133		
	6月以上9月未満			110	133		
	9月以上12月未満			110	133		
	12月以上			111	133		
36	3月未満			111	133		
	3月以上6月未満			111	133		
	6月以上9月未満			112	133		
	9月以上12月未満			112	133		
	12月以上			113	133		

ハ 教育系職員本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1

	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21

11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50

	6 月以上 9 月未満	67	67	67	59	51
	9 月以上 12 月未満	68	68	68	60	52
	12 月以上	69	69	69	61	53
19	3 月未満	69	69	69	61	53
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	62	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	63	55
	9 月以上 12 月未満	72	72	72	64	56
	12 月以上	73	73	73	65	57
20	3 月未満	73	73	73	65	57
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	66	58
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	67	59
	9 月以上 12 月未満	76	76	76	68	60
	12 月以上	77	77	77	69	61
21	3 月未満	77	77	77	69	61
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	70	62
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	71	63
	9 月以上 12 月未満	80	80	80	72	64
	12 月以上	81	81	81	73	65
22	3 月未満	81	81	81	73	65
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	74	66
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	75	67
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	76	68
	12 月以上	85	85	85	77	69
23	3 月未満	85	85	85	77	69
	3 月以上 6 月未満	86	86	86	78	70
	6 月以上 9 月未満	87	87	87	79	71
	9 月以上 12 月未満	88	88	88	80	72
	12 月以上	89	89	89	81	73
24	3 月未満	89	89	89	81	73
	3 月以上 6 月未満	90	90	90	82	74
	6 月以上 9 月未満	91	91	91	83	75
	9 月以上 12 月未満	92	92	92	84	76
	12 月以上	93	93	93	85	77
25	3 月未満	93	93	93	85	77
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	86	78
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	87	79
	9 月以上 12 月未満	96	96	96	88	80

	12 月以上	97	97	97	89	81
26	3 月未滿	97	97	97	89	81
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	90	81
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	91	81
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	92	81
	12 月以上	101	101	101	93	81
27	3 月未滿	101	101	101	93	81
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	94	81
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	95	81
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104	96	81
	12 月以上	105	105	105	97	81
28	3 月未滿	105	105	105	97	81
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	98	81
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	99	81
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	100	81
	12 月以上	109	109	109	101	81
29	3 月未滿	109	109	109	101	
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110	101	
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111	101	
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112	101	
	12 月以上	113	113	113	101	
30	3 月未滿	113	113	113	101	
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114	101	
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115	101	
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116	101	
	12 月以上	117	117	117	101	
31	3 月未滿	117	117	117	101	
	3 月以上 6 月未滿	118	118	117	101	
	6 月以上 9 月未滿	119	119	117	101	
	9 月以上 12 月未滿	120	120	117	101	
	12 月以上	121	121	117	101	
32	3 月未滿	121	121	117		
	3 月以上 6 月未滿	122	122	117		
	6 月以上 9 月未滿	123	123	117		
	9 月以上 12 月未滿	124	124	117		
	12 月以上	125	125	117		
33	3 月未滿	125	125	117		

	3月以上6月未満	126	126	117		
	6月以上9月未満	127	127	117		
	9月以上12月未満	128	128	117		
	12月以上	129	129	117		
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133	133			
	3月以上6月未満	134	134			
	6月以上9月未満	135	135			
	9月以上12月未満	136	136			
	12月以上	137	137			
36	3月未満	137	137			
	3月以上6月未満	138	138			
	6月以上9月未満	139	139			
	9月以上12月未満	140	140			
	12月以上	141	141			
37	3月未満	141	141			
	3月以上6月未満	142	141			
	6月以上9月未満	143	141			
	9月以上12月未満	144	141			
	12月以上	145	141			
38	3月未満	145	141			
	3月以上6月未満	146	141			
	6月以上9月未満	147	141			
	9月以上12月未満	148	141			
	12月以上	149	141			
39	3月未満		141			
	3月以上6月未満		141			
	6月以上9月未満		141			
	9月以上12月未満		141			
	12月以上		141			

ニ 教育系職員本給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級
-----	----	----	----	----	----

	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9

8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37

	6 月以上 9 月未満	55	55	47	37
	9 月以上 12 月未満	56	56	48	37
	12 月以上	57	57	49	37
16	3 月未満	57	57	49	37
	3 月以上 6 月未満	58	58	50	37
	6 月以上 9 月未満	59	59	51	37
	9 月以上 12 月未満	60	60	52	37
	12 月以上	61	61	53	37
17	3 月未満	61	61	53	37
	3 月以上 6 月未満	62	62	54	37
	6 月以上 9 月未満	63	63	55	37
	9 月以上 12 月未満	64	64	56	37
	12 月以上	65	65	57	37
18	3 月未満	65	65	57	37
	3 月以上 6 月未満	66	66	58	37
	6 月以上 9 月未満	67	67	59	37
	9 月以上 12 月未満	68	68	60	37
	12 月以上	69	69	61	37
19	3 月未満	69	69	61	37
	3 月以上 6 月未満	70	70	62	37
	6 月以上 9 月未満	71	71	63	37
	9 月以上 12 月未満	72	72	64	37
	12 月以上	73	73	65	37
20	3 月未満	73	73	65	37
	3 月以上 6 月未満	74	74	66	37
	6 月以上 9 月未満	75	75	67	37
	9 月以上 12 月未満	76	76	68	37
	12 月以上	77	77	69	37
21	3 月未満	77	77	69	
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	
	9 月以上 12 月未満	80	80	72	
	12 月以上	81	81	73	
22	3 月未満	81	81	73	
	3 月以上 6 月未満	82	82	74	
	6 月以上 9 月未満	83	83	75	
	9 月以上 12 月未満	84	84	76	

	12 月以上	85	85	77	
23	3 月未滿	85	85	77	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	77	
	6 月以上 9 月未滿	87	87	77	
	9 月以上 12 月未滿	88	88	77	
	12 月以上	89	89	77	
24	3 月未滿	89	89	77	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	77	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	77	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	77	
	12 月以上	93	93	77	
25	3 月未滿	93	93	77	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	77	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	77	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	77	
	12 月以上	97	97	77	
26	3 月未滿	97	97	77	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	77	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	77	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	77	
	12 月以上	101	101	77	
27	3 月未滿	101	101	77	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	77	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	77	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	77	
	12 月以上	105	105	77	
28	3 月未滿	105	105	77	
	3 月以上 6 月未滿	106	106	77	
	6 月以上 9 月未滿	107	107	77	
	9 月以上 12 月未滿	108	108	77	
	12 月以上	109	109	77	
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113	113		

	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上 12 月未満	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上 12 月未満	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		
	9 月以上 12 月未満	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未満	129	129		
	3 月以上 6 月未満	130	130		
	6 月以上 9 月未満	131	131		
	9 月以上 12 月未満	132	132		
	12 月以上	133	133		
35	3 月未満	133	133		
	3 月以上 6 月未満	134	134		
	6 月以上 9 月未満	135	135		
	9 月以上 12 月未満	136	136		
	12 月以上	137	137		
36	3 月未満	137	137		
	3 月以上 6 月未満	138	137		
	6 月以上 9 月未満	139	137		
	9 月以上 12 月未満	140	137		
	12 月以上	141	137		
37	3 月未満	141	137		
	3 月以上 6 月未満	142	137		
	6 月以上 9 月未満	143	137		

	9月以上12月未満	144	137		
	12月以上	145	137		
38	3月未満	145	137		
	3月以上6月未満	146	137		
	6月以上9月未満	147	137		
	9月以上12月未満	148	137		
	12月以上	149	137		
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

ホ 教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	新号俸			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1

4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22

	6 月以上 9 月未満	39	39	35	23
	9 月以上 12 月未満	40	40	36	24
	12 月以上	41	41	37	25
12	3 月未満	41	41	37	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	27
	9 月以上 12 月未満	44	44	40	28
	12 月以上	45	45	41	29
13	3 月未満	45	45	41	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	31
	9 月以上 12 月未満	48	48	44	32
	12 月以上	49	49	45	33
14	3 月未満	49	49	45	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	35
	9 月以上 12 月未満	52	52	48	36
	12 月以上	53	53	49	37
15	3 月未満	53	53	49	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	37
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	37
	9 月以上 12 月未満	56	56	52	37
	12 月以上	57	57	53	37
16	3 月未満	57	57	53	37
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	37
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	37
	9 月以上 12 月未満	60	60	56	37
	12 月以上	61	61	57	37
17	3 月未満	61	61	57	37
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	37
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	37
	9 月以上 12 月未満	64	64	60	37
	12 月以上	65	65	61	37
18	3 月未満	65	65	61	37
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	37
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	37
	9 月以上 12 月未満	68	68	64	37

	12 月以上	69	69	65	37
19	3 月未滿	69	69	65	37
	3 月以上 6 月未滿	70	70	66	37
	6 月以上 9 月未滿	71	71	67	37
	9 月以上 12 月未滿	72	72	68	37
	12 月以上	73	73	69	37
20	3 月未滿	73	73	69	37
	3 月以上 6 月未滿	74	74	70	37
	6 月以上 9 月未滿	75	75	71	37
	9 月以上 12 月未滿	76	76	72	37
	12 月以上	77	77	73	37
21	3 月未滿	77	77	73	
	3 月以上 6 月未滿	78	78	74	
	6 月以上 9 月未滿	79	79	75	
	9 月以上 12 月未滿	80	80	76	
	12 月以上	81	81	77	
22	3 月未滿	81	81	77	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	78	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	79	
	9 月以上 12 月未滿	84	84	80	
	12 月以上	85	85	81	
23	3 月未滿	85	85	81	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	82	
	6 月以上 9 月未滿	87	87	83	
	9 月以上 12 月未滿	88	88	84	
	12 月以上	89	89	85	
24	3 月未滿	89	89	85	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	86	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	87	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
25	3 月未滿	93	93	89	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	90	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	91	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	92	
	12 月以上	97	97	93	
26	3 月未滿	97	97	93	

	3 月以上 6 月未満	98	98	93	
	6 月以上 9 月未満	99	99	93	
	9 月以上 12 月未満	100	100	93	
	12 月以上	101	101	93	
27	3 月未満	101	101	93	
	3 月以上 6 月未満	102	102	93	
	6 月以上 9 月未満	103	103	93	
	9 月以上 12 月未満	104	104	93	
	12 月以上	105	105	93	
28	3 月未満	105	105	93	
	3 月以上 6 月未満	106	106	93	
	6 月以上 9 月未満	107	107	93	
	9 月以上 12 月未満	108	108	93	
	12 月以上	109	109	93	
29	3 月未満	109	109	93	
	3 月以上 6 月未満	110	110	93	
	6 月以上 9 月未満	111	111	93	
	9 月以上 12 月未満	112	112	93	
	12 月以上	113	113	93	
30	3 月未満	113	113	93	
	3 月以上 6 月未満	114	114	93	
	6 月以上 9 月未満	115	115	93	
	9 月以上 12 月未満	116	116	93	
	12 月以上	117	117	93	
31	3 月未満	117	117	93	
	3 月以上 6 月未満	118	118	93	
	6 月以上 9 月未満	119	119	93	
	9 月以上 12 月未満	120	120	93	
	12 月以上	121	121	93	
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	125	126		
	6 月以上 9 月未満	125	127		

	9 月以上 12 月未満	125	128		
	12 月以上	125	129		
34	3 月未満		129		
	3 月以上 6 月未満		130		
	6 月以上 9 月未満		131		
	9 月以上 12 月未満		132		
	12 月以上		133		
35	3 月未満		133		
	3 月以上 6 月未満		134		
	6 月以上 9 月未満		135		
	9 月以上 12 月未満		136		
	12 月以上		137		
36	3 月未満		137		
	3 月以上 6 月未満		138		
	6 月以上 9 月未満		139		
	9 月以上 12 月未満		140		
	12 月以上		141		
37	3 月未満		141		
	3 月以上 6 月未満		142		
	6 月以上 9 月未満		143		
	9 月以上 12 月未満		144		
	12 月以上		145		
38	3 月未満		145		
	3 月以上 6 月未満		146		
	6 月以上 9 月未満		147		
	9 月以上 12 月未満		148		
	12 月以上		149		
39	3 月未満		149		
	3 月以上 6 月未満		149		
	6 月以上 9 月未満		149		
	9 月以上 12 月未満		149		
	12 月以上		149		
40	3 月未満		149		
	3 月以上 6 月未満		149		
	6 月以上 9 月未満		149		
	9 月以上 12 月未満		149		
	12 月以上		149		

41	3月未満		149		
	3月以上6月未満		149		
	6月以上9月未満		149		
	9月以上12月未満		149		
	12月以上		149		

～ 医療系職員本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6

	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8
	12 月以上	21	21	21	17	13	9
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12
	12 月以上	25	25	25	21	17	13
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	24	20	16
	12 月以上	29	29	29	25	21	17
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	28	24	20
	12 月以上	33	33	33	29	25	21
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	32	28	24
	12 月以上	37	37	37	33	29	25
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	36	32	28
	12 月以上	41	41	41	37	33	29
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	40	36	32
	12 月以上	45	45	45	41	37	33
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	48	48	48	44	40	36

	12 月以上	49	49	49	45	41	37
14	3 月未滿	49	49	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	47	43	39
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	48	44	40
	12 月以上	53	53	53	49	45	41
15	3 月未滿	53	53	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52	48	44
	12 月以上	57	57	57	53	49	45
16	3 月未滿	57	57	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56	52	48
	12 月以上	61	61	61	57	53	49
17	3 月未滿	61	61	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52
	12 月以上	65	65	65	61	57	53
18	3 月未滿	65	65	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56
	12 月以上	69	69	69	65	61	57
19	3 月未滿	69	69	69	65	61	57
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60
	12 月以上	73	73	73	69	65	61
20	3 月未滿	73	73	73	69	65	61
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64
	12 月以上	77	77	77	73	69	65
21	3 月未滿	77	77	77	73	69	65

	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74	70	65
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75	71	65
	9 月以上 12 月未満	80	80	80	76	72	65
	12 月以上	81	81	81	77	73	65
22	3 月未満	81	81	81	77	73	65
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	78	74	65
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79	75	65
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	80	76	65
	12 月以上	85	85	85	81	77	65
23	3 月未満	85	85	85	81	77	65
	3 月以上 6 月未満	85	86	86	82	78	65
	6 月以上 9 月未満	85	87	87	83	79	65
	9 月以上 12 月未満	85	88	88	84	80	65
	12 月以上	85	89	89	85	81	65
24	3 月未満		89	89	85	81	65
	3 月以上 6 月未満		90	90	86	82	65
	6 月以上 9 月未満		91	91	87	83	65
	9 月以上 12 月未満		92	92	88	84	65
	12 月以上		93	93	89	85	65
25	3 月未満		93	93	89	85	65
	3 月以上 6 月未満		94	94	90	85	65
	6 月以上 9 月未満		95	95	91	85	65
	9 月以上 12 月未満		96	96	92	85	65
	12 月以上		97	97	93	85	65
26	3 月未満		97	97	93	85	
	3 月以上 6 月未満		98	98	94	85	
	6 月以上 9 月未満		99	99	95	85	
	9 月以上 12 月未満		100	100	96	85	
	12 月以上		101	101	97	85	
27	3 月未満		101	101	97	85	
	3 月以上 6 月未満		102	102	98	85	
	6 月以上 9 月未満		103	103	99	85	
	9 月以上 12 月未満		104	104	100	85	
	12 月以上		105	105	101	85	
28	3 月未満		105	105	101	85	
	3 月以上 6 月未満		105	106	102	85	
	6 月以上 9 月未満		105	107	103	85	

	9 月以上 12 月未満		105	108	104	85	
	12 月以上		105	109	105	85	
29	3 月未満			109	105		
	3 月以上 6 月未満			110	105		
	6 月以上 9 月未満			111	105		
	9 月以上 12 月未満			112	105		
	12 月以上			113	105		
30	3 月未満			113	105		
	3 月以上 6 月未満			113	105		
	6 月以上 9 月未満			113	105		
	9 月以上 12 月未満			113	105		
	12 月以上			113	105		
31	3 月未満			113	105		
	3 月以上 6 月未満			113	105		
	6 月以上 9 月未満			113	105		
	9 月以上 12 月未満			113	105		
	12 月以上			113	105		
32	3 月未満			113	105		
	3 月以上 6 月未満			113	105		
	6 月以上 9 月未満			113	105		
	9 月以上 12 月未満			113	105		
	12 月以上			113	105		
33	3 月未満			113			
	3 月以上 6 月未満			113			
	6 月以上 9 月未満			113			
	9 月以上 12 月未満			113			
	12 月以上			113			
34	3 月未満			113			
	3 月以上 6 月未満			113			
	6 月以上 9 月未満			113			
	9 月以上 12 月未満			113			
	12 月以上			113			
35	3 月未満			113			
	3 月以上 6 月未満			113			
	6 月以上 9 月未満			113			
	9 月以上 12 月未満			113			
	12 月以上			113			

ト 医療系職員本給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
7	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10

	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12
	12 月以上	25	25	25	21	17	13
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	24	20	16
	12 月以上	29	29	29	25	21	17
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	28	24	20
	12 月以上	33	33	33	29	25	21
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	32	28	24
	12 月以上	37	37	37	33	29	25
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	36	32	28
	12 月以上	41	41	41	37	33	29
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	40	36	32
	12 月以上	45	45	45	41	37	33
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	48	48	48	44	40	36
	12 月以上	49	49	49	45	41	37
14	3 月未満	49	49	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39
	9 月以上 12 月未満	52	52	52	48	44	40

	12 月以上	53	53	53	49	45	41
15	3 月未滿	53	53	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52	48	44
	12 月以上	57	57	57	53	49	45
16	3 月未滿	57	57	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56	52	48
	12 月以上	61	61	61	57	53	49
17	3 月未滿	61	61	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52
	12 月以上	65	65	65	61	57	53
18	3 月未滿	65	65	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56
	12 月以上	69	69	69	65	61	57
19	3 月未滿	69	69	69	65	61	57
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60
	12 月以上	73	73	73	69	65	61
20	3 月未滿	73	73	73	69	65	61
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64
	12 月以上	77	77	77	73	69	65
21	3 月未滿	77	77	77	73	69	65
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70	66
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71	67
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	76	72	68
	12 月以上	81	81	81	77	73	69
22	3 月未滿	81	81	81	77	73	69

	3 月以上 6 月未満	82	82	82	78	74	69
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79	75	69
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	80	76	69
	12 月以上	85	85	85	81	77	69
23	3 月未満	85	85	85	81	77	69
	3 月以上 6 月未満	86	86	86	82	78	69
	6 月以上 9 月未満	87	87	87	83	79	69
	9 月以上 12 月未満	88	88	88	84	80	69
	12 月以上	89	89	89	85	81	69
24	3 月未満	89	89	89	85	81	69
	3 月以上 6 月未満	90	90	90	86	82	69
	6 月以上 9 月未満	91	91	91	87	83	69
	9 月以上 12 月未満	92	92	92	88	84	69
	12 月以上	93	93	93	89	85	69
25	3 月未満	93	93	93	89	85	69
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	90	86	69
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	91	87	69
	9 月以上 12 月未満	96	96	96	92	88	69
	12 月以上	97	97	97	93	89	69
26	3 月未満	97	97	97	93	89	69
	3 月以上 6 月未満	98	98	98	94	90	69
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	95	91	69
	9 月以上 12 月未満	100	100	100	96	92	69
	12 月以上	101	101	101	97	93	69
27	3 月未満	101	101	101	97	93	69
	3 月以上 6 月未満	102	102	102	98	93	69
	6 月以上 9 月未満	103	103	103	99	93	69
	9 月以上 12 月未満	104	104	104	100	93	69
	12 月以上	105	105	105	101	93	69
28	3 月未満	105	105	105	101	93	
	3 月以上 6 月未満	106	106	106	102	93	
	6 月以上 9 月未満	107	107	107	103	93	
	9 月以上 12 月未満	108	108	108	104	93	
	12 月以上	109	109	109	105	93	
29	3 月未満	109	109	109	105	93	
	3 月以上 6 月未満	110	110	110	106	93	
	6 月以上 9 月未満	111	111	111	107	93	

	9月以上12月未満	112	112	112	108	93	
	12月以上	113	113	113	109	93	
30	3月未満	113	113	113	109		
	3月以上6月未満	114	114	114	110		
	6月以上9月未満	115	115	115	111		
	9月以上12月未満	116	116	116	112		
	12月以上	117	117	117	113		
31	3月未満	117	117	117	113		
	3月以上6月未満	118	118	118	113		
	6月以上9月未満	119	119	119	113		
	9月以上12月未満	120	120	120	113		
	12月以上	121	121	121	113		
32	3月未満	121	121	121	113		
	3月以上6月未満	122	122	122	113		
	6月以上9月未満	123	123	123	113		
	9月以上12月未満	124	124	124	113		
	12月以上	125	125	125	113		
33	3月未満	125	125	125	113		
	3月以上6月未満	126	126	125	113		
	6月以上9月未満	127	127	125	113		
	9月以上12月未満	128	128	125	113		
	12月以上	129	129	125	113		
34	3月未満	129	129	125			
	3月以上6月未満	130	130	125			
	6月以上9月未満	131	131	125			
	9月以上12月未満	132	132	125			
	12月以上	133	133	125			
35	3月未満	133	133	125			
	3月以上6月未満	134	134	125			
	6月以上9月未満	135	135	125			
	9月以上12月未満	136	136	125			
	12月以上	137	137	125			
36	3月未満	137	137	125			
	3月以上6月未満	138	138	125			
	6月以上9月未満	139	139	125			
	9月以上12月未満	140	140	125			
	12月以上	141	141	125			

37	3月未満	141	141				
	3月以上6月未満	142	142				
	6月以上9月未満	143	143				
	9月以上12月未満	144	144				
	12月以上	145	145				
38	3月未満	145	145				
	3月以上6月未満	146	146				
	6月以上9月未満	147	147				
	9月以上12月未満	148	148				
	12月以上	149	149				
39	3月未満	149	149				
	3月以上6月未満	150	150				
	6月以上9月未満	151	151				
	9月以上12月未満	152	152				
	12月以上	153	153				
40	3月未満	153	153				
	3月以上6月未満	154	153				
	6月以上9月未満	155	153				
	9月以上12月未満	156	153				
	12月以上	157	153				
41	3月未満	157	153				
	3月以上6月未満	158	153				
	6月以上9月未満	159	153				
	9月以上12月未満	160	153				
	12月以上	161	153				
42	3月未満		153				
	3月以上6月未満		153				
	6月以上9月未満		153				
	9月以上12月未満		153				
	12月以上		153				
43	3月未満		153				
	3月以上6月未満		153				
	6月以上9月未満		153				
	9月以上12月未満		153				
	12月以上		153				

(旧号俸等を受けていた期間の特例)

- 2 前項の「次項に定める職員」は、次の各号に定める職員とし、当該職員に係る「次項に定める期間」は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。
- (1) 切替日前において特別昇給以外の事由によりこの規程の改正がないものとした場合において旧号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員(第4号及び第5号に掲げる職員を除く。) 旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、この規程の改正がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員(第4号及び第5号に掲げる職員を除く。) 旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間(旧号俸を受けたとみなす日が切替日以後となる職員にあつては、0)
 - (3) この規程の改正がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前に昇給延伸の事由に該当した職員(次号及び第5号に掲げる職員を除く。) 切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (4) 切替日の前日において次に掲げる職員であった者 0
 - イ 職員就業規則第13条の規定による休職にされていた職員
 - ロ 職員就業規則第40条の規定による育児休業又は同規則第41条の規定による介護休業をしていた職員
 - ハ 教育系職員就業規程第13条の規定による大学院修学休業をしていた職員
 - (5) 前号イからハに掲げる職員又は勤務時間規程第27条に規定する病気休暇のため引き続き勤務しない職員となった後、切替日前に復職、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った者で、切替日の前日においてこの規程の改正がないものとした場合における復職時等における本給月額調整の時期に達していなかったもの 特定起算日(この規程の改正がないものとした場合におけるその者の当該調整の時期から旧号俸からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。)から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (6) この規程の改正がないものとした場合において改正前の第18条第2項の規定により切替日以後の昇給がないこととなる職員(この規程の改正がないものとした場合において切替日以後に別に定める昇給があることとなる職員及び前2号に掲げる職員を除く。) 0
- 3 切替日の前日において特別職職員本給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。

附則別表第3

旧号俸	新号俸
-----	-----

1 から 3 まで	1
4	2
5	3
6	4
7	5

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第4条 切替日前(平成8年4月1日から切替日の前日までの間に限る。以下この条において同じ。)において昇格又は本給表の適用を異にする異動をした職員及び次項に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、次の各号に定めるところにより必要な調整を行う。

- (1) 切替日前において昇格(本給表の適用を異にする異動をした職員及び次項に定める職員にあっては、当該異動又は適用の日の号俸を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この項において同じ。)をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がなく、かつ、切替日に昇格したものとして改正後の職員給与規程及び改正後の初任給等基準細則(平成18年4月1日施行の国立大学法人秋田大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準細則(平成16年規則第72号。以下「初任給等基準細則」という。)をいう。以下この号において同じ。)の規定を適用した場合に得られる号俸がその者の新号俸より有利な職員については、当該改正後の職員給与規程及び改正後の初任給等基準細則の規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の新号俸とする。この場合において、調整の際の改正後の初任給等基準細則第22条の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなす。
- (2) 前号の規定に該当する職員のうち、切替日前の昇格に係る号俸について個別に決定された職員にあっては、同号の規定にかかわらず、別に定めるところによりその者の新号俸を決定することができる。

2 前項の「これに準ずる職員」は、切替日前において改正前の初任給等基準細則(平成18年4月1日施行前の初任給等基準細則をいう。次条第2項において同じ。)第16条、第17条、第18条又は第25条の規定に基づき号俸を決定された職員のうち、当該号俸を決定する際の計算の過程において昇格をしたこととなる職員とする。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給表の職務の級及び号俸に対応する附則別表第4に定める本給月額(以下「切替前本給月額」という。)に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(次の各号に掲げる職員を除く。)には、本給月額のほか、その差額に相当す

る額(平成 22 年給与規程附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を本給として支給する。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動(本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第 6 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項において同じ。)をした職員
- (2) 切替日以降に基準級(切替日の前日においてその者が属していた職務の級(第 2 条の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する附則別表第 1 の新級欄に掲げる職務の級(同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級))をいう。以下次項第 2 号において同じ。)より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間(初任給等基準細則第 38 条第 1 項に規定する休職等の期間及び同細則第 39 条に規定する派遣の期間をいう。以下この号及び次項第 3 号において同じ。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に育児休業規程第 19 条第 1 項に規定する育児短時間勤務(次項第 4 号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員
- (5) 切替日以降にこの条の第 1 項の規定による本給を支給される職員でなくなった職員

附則別表第 4

イ 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の切替前本給月額

1/2

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			183,800	217,500	235,000	255,500
2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300
3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400
6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000

13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000
16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500
17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500
18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900
19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400
20			293,400	345,200	365,200	401,800
21			295,200	347,400	367,700	405,200
22			297,200	349,700	370,200	408,500
23			299,100	351,900	372,700	411,900
24			301,100	354,100	375,300	415,300
25			303,000	356,500	377,800	418,700
26			304,800	358,700	380,400	422,100
27			306,700	361,000	383,000	425,500
28			308,700	363,200	385,600	428,900
29			310,600	365,400	388,200	432,300
30			312,500	367,600	390,800	
31			314,400	369,800	393,400	
32			316,200	372,000		
33			318,000	374,200		
34			319,800			
35			321,600			
36			323,400			
37			325,200			

2/2

職務の級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
2	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
3	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
4	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
5	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
6	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
7	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600

9	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
10	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
13	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
14	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
15	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
16	403,900	431,100	476,900	513,000	580,300
17	408,100	434,900	481,200	517,400	584,900
18	411,500	438,500	485,300	521,800	589,500
19	415,200	442,400	489,400	526,200	594,100
20	418,700	446,000	493,500	530,600	598,700
21	422,200	449,600	497,600		
22	425,700	453,200	501,700		
23	429,200	456,800	505,800		
24	432,700	460,400			
25	436,200	464,000			
26	439,700	467,600			
27	443,200				
28					
29					
30					

ロ 一般職員本給表(二)の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1		164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900

12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
28	225,900	269,200	301,300	317,700	350,300	
29	227,800	270,700	303,100	319,900	352,500	
30	229,800	272,300	305,000	322,100	354,700	
31	231,700	273,900	306,800	324,100	356,900	
32	233,300	275,600	308,600	326,100	359,100	
33		277,100	310,400	328,100		
34			312,200	330,100		
35			314,000	332,100		
36			315,800	334,100		

ハ 教育系職員本給表(一)の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			251,900	284,800	364,700
2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
4	178,200	219,800	291,100	329,500	404,200
5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
7	203,900	251,100	331,700	374,400	439,300
8	211,600	263,400	345,100	385,300	450,800

9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
12	245,300	310,900	387,200	422,800	495,600
13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
24	320,400	381,600	457,300	495,400	592,800
25	323,900	384,500	460,400	498,700	597,400
26	327,000	387,200	463,400	502,000	602,000
27	330,000	390,100	466,500	505,300	606,600
28	332,700	392,800	469,500	508,600	611,200
29	334,900	395,600	472,500	511,900	
30	336,900	398,200	475,500	515,200	
31	339,000	401,000	478,500	518,500	
32	341,000	403,700	481,500		
33	343,000	406,600	484,500		
34	344,900	409,400			
35	346,900	412,200			
36	349,000	415,000			
37	351,100	417,800			
38	353,300	420,600			
39		423,400			

ニ 教育系職員本給表(二)の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			310,100	403,500
2	147,000	190,500	323,500	413,500
3	153,100	197,400	336,700	422,900

4	160,300	204,300	346,700	432,200
5	168,200	211,700	356,800	441,600
6	177,100	219,600	367,100	450,500
7	187,100	230,500	376,900	459,200
8	193,700	242,000	386,400	467,600
9	200,300	253,600	395,900	476,600
10	207,000	265,900	404,700	485,500
11	214,100	278,500	413,500	495,400
12	221,400	291,500	422,100	504,400
13	229,600	305,100	430,200	512,800
14	237,300	318,400	437,900	520,100
15	245,200	331,000	445,300	524,500
16	253,100	340,900	452,700	528,900
17	260,800	350,700	460,600	533,300
18	268,500	360,700	468,600	537,700
19	276,100	370,100	476,500	542,100
20	282,900	379,400	484,300	546,500
21	289,500	388,200	492,100	
22	295,500	396,100	498,900	
23	301,500	403,100	502,900	
24	307,400	410,300	506,900	
25	313,100	417,000	510,900	
26	318,900	423,300	514,900	
27	324,300	428,700	518,900	
28	329,700	433,900	522,900	
29	334,700	438,700		
30	338,400	442,900		
31	341,300	447,200		
32	344,100	451,400		
33	346,900	454,200		
34	348,900	457,000		
35	350,900	459,800		
36	352,700	462,600		
37	354,400	465,400		
38	356,100	468,200		
39	358,300			
40	360,300			

ホ 教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			269,200	398,800
2	147,000	162,400	282,700	407,400
3	153,100	170,700	296,400	415,800
4	160,300	179,600	310,100	424,200
5	168,200	190,500	323,500	432,400
6	177,100	197,400	336,700	440,100
7	187,100	204,300	346,700	447,700
8	193,700	211,700	356,800	454,900
9	200,200	219,600	367,100	461,700
10	206,800	230,500	375,700	468,400
11	213,500	242,000	384,100	475,300
12	220,400	253,600	392,100	482,400
13	227,700	265,900	399,800	488,800
14	234,900	278,500	407,300	494,000
15	241,900	291,500	414,700	497,900
16	249,000	305,100	421,900	501,800
17	255,500	318,400	428,600	505,700
18	261,800	331,000	435,200	509,600
19	268,300	340,900	441,700	513,500
20	274,100	350,700	447,400	517,400
21	279,400	360,500	452,800	
22	284,300	368,800	457,300	
23	289,000	376,900	461,500	
24	293,100	384,500	465,200	
25	296,500	391,300	468,300	
26	299,800	397,600	471,100	
27	303,100	403,300	473,900	
28	305,500	408,500	476,700	
29	307,200	413,300	479,500	
30	309,000	418,100	482,300	
31	310,700	422,700	485,100	
32	312,400	426,700		
33	314,100	430,900		
34		434,800		

35		438,400		
36		440,800		
37		443,200		
38		445,600		
39		448,000		
40		450,400		
41		452,800		

～ 医療系職員本給表(一)の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			204,700	227,900	264,300	305,800
2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800
3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800
4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800
5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700
6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300
7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800
8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200
9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700
10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200
11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600
12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200
13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300
14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300
15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000
16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900
17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500
18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400
19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000
20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600
21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700	453,200
22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100	456,800
23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500	460,400
24		294,800	353,300	376,900	424,900	464,000
25		296,600	355,600	379,200	428,300	467,600
26		298,300	357,600	381,700	431,700	

27		300,200	359,700	384,300	435,100	
28		301,900	361,800	386,900	438,500	
29			364,000	389,500		
30			366,200	392,100		
31			368,400	394,700		
32			370,600	397,300		
33			372,800			
34			375,000			
35			377,200			

ト 医療系職員本給表(二)の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			220,200	242,500	273,500	309,800
2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100
3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100
4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300
5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300
6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000
7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500
8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800
9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500
10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300
11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100
12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300
13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700
14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300
15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500
16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200
17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800
18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500
19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400
20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000
21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000
22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500
23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900	487,000
24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400	490,500

25	283,100	335,800	377,400	397,700	428,900	494,000
26	287,200	339,700	380,700	400,900	431,400	497,500
27	290,700	343,000	383,700	403,800	433,900	501,000
28	293,800	345,900	386,500	406,200	436,400	
29	296,200	348,600	389,300	408,600	438,900	
30	298,300	350,700	392,000	411,000		
31	300,100	352,700	394,300	413,400		
32	302,000	354,600	396,600	415,800		
33	303,900	356,500	398,900	418,200		
34	305,800	358,600	401,200			
35	307,700	360,700	403,500			
36	309,600	362,900	405,800			
37	311,400	365,200				
38	313,500	367,400				
39	315,400	369,600				
40	317,400	371,800				
41	319,200	374,000				
42		376,200				
43		378,400				

チ 特別職職員本給表の適用を受ける職員の切替前本給月額

号俸	本給月額
1	571,000
2	634,000
3	701,000
4	780,000
5	840,000
6	903,000
7	988,000

- 2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(学長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前項第5号に掲げる職員(第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が

2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。)に同項第5号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、同項の規定に準じて、その差額に相当する額(平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を同項の規定による本給として支給する。

- (1) 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(特別職職員本給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等基準細則第24条から第28条までの規定の例により同日において受けることとなる本給表の職務の級及び号俸に対応する附則別表第4に定める本給月額(以下この項及び第4項において「再計算した場合の切替前本給月額」という。)に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に改正前の初任給等基準細則第23条の規定の例により再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等基準細則第43条の規定の例により再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - (4) 育児短時間勤務を始めた場合 切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける本給月額が学長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、前項の規定による本給として支給する。

4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員(切替日以降に国家公務員, 地方公務員, 他の国立大学法人等の職員その他学長が別に定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者に限る。以下この項において「人事交流等職員」という。)のうち, 次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員には, 第1項及び第2項の規定に準じて, その差額に相当する額(平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては, 当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

(1) 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって, その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとして再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは, その端数を切り捨てた額)に達しないこととなるもの(第1項第5号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)

(2) 人事交流等職員であって, 当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては, その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして第2項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるもの

5 前各項の規定による本給の額に1円未満の端数があるときは, その端数を切り捨てた額をもって当該本給の額とする。

第6条 前条の規定による本給を支給される職員に関する第22条第1項及び第44条第2項(第45条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, 第22条第1項及び第44条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の職員給与規程附則第5条の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

第7条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規程の規定の適用については, これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第18条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
別表第10	100分の18	100分の18を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合

	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合

(異動保障手当に関する経過措置)

第8条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に改正前の職員給与規程別表第10の支給地域欄に掲げる地域(以下次項において「改正前支給地域」という。)に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のおりとする。

2 施行日後に別表第10の支給地域欄に掲げる地域(以下「改正後支給地域」という。)に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であつて、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

第9条 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

第2条 管理職手当が支給されることとなる職員のうち、第23条第2項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額(育児休業規程第23条第1項に規定する育児短時間勤務職員にあつては、当該経過措置基準額に育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額(平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、第23条第3項の規定による管理職手当の月額)のほか、同条第2項の規定による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 2 前項に規定する経過措置基準額とは、この規程の施行日の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員であって、同日に属していた職務の級と同一の職務の級又は上位の職務の級に属する職員のうち、同日に改正前の職員給与規程第23条に規定する別表第9管理職手当表に掲げる管理又は監督の地位にある職員に係る同表の適用区分欄に定める区分に相当する改正後のこの規程別表第9の適用区分欄に掲げる区分に対応する同表の管理又は監督の地位にある職員欄に掲げる職員で、同日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.1を乗じて得た額をいう。
- 3 施行日以後に採用された職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前項までに掲げる職員に準ずるものとして学長が定める職員には、前項までの規定に準じて管理職手当を支給する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第3条 平成20年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年1月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(主幹教諭に対する手当の支給)
- 2 この規程の施行日以後に主幹教諭となった職員には、当分の間、第23条の規定に準じて管理職手当に相当する手当(以下この項において「主幹手当」という。)を支給する。この場合において、当該主幹教諭に支給する主幹手当の月額は、別表第9の適用区分欄のV種に対応する管理又は監督の地位にある職員欄に掲げられているものとして同

条第2項の規定を準用して得られる額の2分の1に相当する額(百円未満を切り捨てた額)とする。ただし、管理職手当を支給されている職員には主幹手当は支給しない。

附 則

この規程は、平成21年1月14日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第44条及び第45条の規定の適用については、第44条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第45条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

この規程は、平成21年6月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし、第31条の規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第12条及び第27条並びに平成18年4月1日施行の附則第5条の規定は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(入試手当に関する特例措置)

- 2 平成 21 年度に実施する平成 22 年度一般入試(前期・後期日程)の問題作成業務(新型インフルエンザへの対応として実施する追試験の問題作成業務を含む場合に限る。)に従事した場合に支給する入試手当に関する第 38 条の 3 の規定の適用については、第 38 条の 3 第 1 項表中「35,000 円」とあるのは「45,000 円」と、「55,000 円」とあるのは「70,000 円」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 23 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 6 月 9 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 25 条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定は、平成 20 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に採用された職員についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「3 年間」とあるのは、「平成 22 年 4 月 1 日から採用の日以後 3 年間」と、同条第 2 項第 1 号中「3 年」とあるのは、「平成 22 年 4 月 1 日から採用の日以後 3 年」とする。

附 則

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条の 4 第 1 項の表(ハ)の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条並びに平成 18 年 4 月 1 日施行の附則第 5 条及び附則第 2 項から第 7 項までの規定は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(55 歳を超える職員に対する給与の支給)

2 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額(当該特定職員が第50条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額(当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額(以下この項及び附則第4項において「本給月額減額基礎額」という。))
- (2) 異動保障手当 当該特定職員の本給月額に対する異動保障手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する異動保障手当の月額)
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額(第44条第2項の表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項の表(1)に定める割合を乗じて得た額(同項の表(2)に定める職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同項の表(2)に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第2項の表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項の表(1)に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、そ

の額に、本給月額減額基礎額に同項の表(2)に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額)

- (5) 勤勉手当 それぞれに基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額合計額(第44条第2項の表(1)に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項の表(1)に定める割合を乗じて得た額(同項の表(2)に定める職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、本給月額に同項の表(2)に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第45条第2項に規定する期間率及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額合計額(第44条第2項の表(1)に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項の表(1)に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項の表(2)に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第45条第2項に規定する期間率及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額)
- (6) 第48条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる同条の表(以下この号において「表」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 表の(1)の(イ)及び(ロ)(ただし書きに規定する期間に限る。)の給与を受ける者
前各号に定める額
 - ロ 表の(1)の(ロ)(ただし書き規定する期間を除く。)及び(ハ)並びに(3)、(4)及び(7)の給与を受ける者第1号から第4号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
 - ハ 表の(2)の給与を受ける者 第1号から第3号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
 - ニ 表(6)の給与を受ける者 第1号から第4号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額(給与を支給しないこととした場合を除く。)
 - ホ 表の(10)の給与を受ける者 学長が定める額

本給表	職務の級
一般職員本給表(一)	6級
教育系職員本給表(一)	5級
教育系職員本給表(二)	4級

教育系職員本給表(三)	4級
医療系職員本給表(一)	6級
医療系職員本給表(二)	6級

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第39条から第41条まで及び第49条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第2項の規定が適用される間、第45条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2(特定管理職員にあつては、100分の1.5)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の80(特定管理職員にあつては、100分の100)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
(秋田県公立学校教員等から採用された者に関する読替え)
- 6 秋田県公立学校教員又は秋田県教育委員会職員から人事交流により引き続いて教育系職員本給表(二)又は教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員となった者に対する第23条第3項、平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条第1項から第4項まで、平成19年4月1日施行の職員給与規程附則第2条第1項、附則第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、第23条第3項、平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条第1項から第4項まで、平成19年4月1日施行の職員給与規程附則第2条第1項及び附則第2項第1号中「100分の98.5」とあるのは「100分の99」と、同項第1号から第5号まで及び第4項中「100分の1.5」とあるのは「100分の1」と、第5項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.675」とする。
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成23年1月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 4 月 1 日における号俸の調整)

- 2 平成 23 年 4 月 1 日(以下「調整日」という。)において 43 歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成 22 年 1 月 1 日(以下「調整対象昇給日」という。)において第 18 条第 1 項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して定める次項に規定する職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして第 4 項に規定する職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

- 3 前項に規定する調整対象昇給日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 調整対象昇給日における第 18 条第 1 項の規定による昇給後の号俸が、その職員の属する職務の級における最高の号俸である職員(調整対象昇給日から調整日までの期間(以下「特定期間」という。)に本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第 6 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員を除く。)

(2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号俸数が初任給等基準細則第 32 条第 6 項の規定による昇給の号俸数(以下この号において「期間割昇給号俸数」という。)である職員であって、当該期間割昇給号俸数と、平成 18 年 4 月 1 日施行の初任給等基準細則(次項第 1 号及び第 3 号ロにおいて「平成 18 年基準細則」という。)附則第 7 項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号俸数とが等しくなるもの(次号及び次項第 3 号イにおいて「期間割非抑制職員」という。)(特定期間に本給表異動等をした職員を除く。)

- (3) 特定期間に本給表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等(当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。次項第3号イ及びロにおいて同じ。)があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号俸を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの
 - (4) 前各号に掲げる職員に相当するものとして別に定めるもの
(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)
- 4 第2項に規定する調整対象昇給日において昇給した職員との権衡上必要があると認められる職員は、調整対象昇給日に第18条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された者であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日(同項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日)前となるもの(新たに職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続き職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続き職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員を除く。)
 - (3) 特定期間に本給表異動等をした職員であって、次に掲げるもの
 - イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの(次号に掲げる職員及び別に定める職員を除く。)
 - ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。)であって、新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとして、新たに職員となった日に平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日(同項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日)前となるもの
 - (4) 調整対象昇給日以前において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修

学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員であつて、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち別に定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

5 育児休業規程第23条に規定する育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額を、当該号俸に応じた額に育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 育児休業規程第28条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額を、当該号俸に応じた額に育児休業規程第31条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(平成24年6月1日における号俸の調整)

2 平成24年4月1日(以下「調整日」という。)において36歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日(以下「調整対象日」という。)の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第3項に規定する職員(以下「昇給等抑制職員」という。)の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(特に調整の必要があるものとして第11項で定める職員は、2号俸)上位の号俸とする。

(昇給等抑制職員)

- 3 前項に規定する昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、第5項から第7項までの各号で規定する職員のいずれかに該当する職員
 - (2) 調整日において30歳に満たない職員のうち、第5項から第7項までの各号いずれかのみ該当する職員
(2号俸上位となる職員)
- 4 第2項に規定する特に調整の必要がある職員は、調整日において30歳に満たない職員のうち、第5項から第7項までの各号のいずれか2以上に該当する職員とする。
- 5 平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成19年1月1日において、平成19年1月1日施行初任給等基準細則(以下「平成19年基準細則」という。)附則第6項若しくは同附則第8項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成19年基準細則附則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第37条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE(職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあつてはC、D又はE)」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1」と、同附則8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員(次に掲げる職員を除く。)
 - イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給基準細則第20条、第22条第3項又は第25条第2項(第27条において準用する場合も含む。以下同じ。)の規定により号俸を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)
 - ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない基準細則別表第2に定める初任給基準表に異なる定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員
 - ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長の承認を得てその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員(以下「個別承認職員」という。)
 - ニ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員のうち別に定める職員

ホ イからニに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

- (2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 平成19年基準細則附則第5項中の「(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日(特定職員にあつては同年10月1日)前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

- (3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

- (4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成19年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であつて、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日(平成22年1月1日以後に基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成18年1月1日(特定職員にあつては、同年10月1日))前となる職員及び基準細則第20条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

- (5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成18年12月31日当該本給表異動等(当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。)があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。第6項第5号ロ及び第7項第5号ロにおいて同じ。)であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

6 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成20年1月1日において基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成19年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。)

(2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 平成19年施行基準細則附則第5項中の「(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年11月1日(特定職員にあつては同年10月1日))前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成 20 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給基準細則第 22 条第 3 項又は第 25 条第 2 項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、附則第 5 項の規定により号俸を決定された職員であって、附則第 5 項に規定する採用日から附則第 5 項に規定する調整年数を遡った日が平成 20 年 1 月 1 日（平成 22 年 1 月 1 日以後に基準細則第 22 条第 3 項又は第 25 条第 2 項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成 19 年 11 月 1 日（特定職員にあつては、同年 10 月 1 日）前となる職員及び基準細則第 20 条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成 20 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成 20 年 1 月 1 日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成 20 年 1 月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成 19 年 12 月 31 日当該本給表異動等があつたものとした場合に、第 1 号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成 20 年 1 月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第 2 号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成 20 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員

7 平成 21 年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成 21 年 1 月 1 日において初任給基準細則第 32 条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号俸と、平成 19 年施行基準細則附則第 7 項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成 21 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）

(2) 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 平成 19 年基準細則附則第 5 項中の「(平成 23 年 4 月 1 日以後に新たに職員となり、同日において 43 歳に満たない者にあつては、平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日まで)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、附則第 5 項に規定する採用日から附則第 5 項に規定する調整年数を遡った日が平成 21 年 1 月 1 日(平成 22 年 1 月 1 日以後に新たに職員となった者にあつては、平成 20 年 11 月 1 日(特定職員にあつては同年 10 月 1 日))前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第 16 条各号に掲げる者になった職員であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給基準細則第 22 条第 3 項又は第 25 条第 2 項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、附則第 5 項の規定により号俸を決定された職員であつて、附則第 5 項に規定する採用日から附則第 5 項に規定する調整年数を遡った日が平成 21 年 1 月 1 日(平成 22 年 1 月 1 日以後に基準細則第 22 条第 3 項又は第 25 条第 2 項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成 20 年 11 月 1 日(特定職員にあつては、同年 10 月 1 日))前となる職員及び基準細則第 20 条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成 21 年 1 月 1 日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成 20 年 12 月 31 日当該本給表異動等があつたものとした場合に、第 1 号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き

続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

- (6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員
- 8 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員(休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち別に定める職員については、別に定めることにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。
- 9 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ学長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。
(特例期間における給与の支給について)
- 2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第12条各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額(平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条の規定による本給を含み、当該職員が第50条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文により半額を減ぜられた本給月額(同項の規定による本給を含む。)をいう。以下同じ)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級又は号俸	割合
一般職員本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職員本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職員本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77

	5 級以上	100 分の 9.77
教育職員本給表(二)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級以上	100 分の 7.77
教育職員本給表(三)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級以上	100 分の 7.77
医療職員本給表(一)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級以上	100 分の 7.77
医療職員本給表(二)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級以上	100 分の 7.77
特別職員本給表	全ての号俸	100 分の 9.77

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (2) 異動保障手当 当該職員の本給月額に対する異動保障手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する異動保障手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (6) 第 48 条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる同条の表(以下この号において「表」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 表の(1)の(イ)及び(ロ)(ただし書きに規定する期間に限る。)の給与を受ける者前項及び前各号に定める額を減じた額
 - ロ 表の(1)の(ロ)(ただし書きに規定する期間を除く。)及び(ハ)並びに(3)、(4)及び(7)の給与を受ける者前項並びに第 2 号から第 4 号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
 - ハ 表の(2)の給与を受ける者前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
 - ニ 表(6)の給与を受ける者前項並びに第 2 号から第 4 号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額(給与を支給しないこととした場合を除く。)
 - ホ 表の(10)の給与を受ける者学長が定める額
- 4 特例期間においては、第 39 条から第 41 条まで及び第 49 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、

本給月額並びにこれに対する異動保障手当，広域異動手当の月額合計額を1年間に
おける1月平均所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
に相当する額を減じた額とする。

- 5 特例期間においては，平成23年1月1日施行の職員給与規程附則(以下この項におい
て，「平成23年給与規程附則」という。)第2項の適用を受ける職員に対する第2項，
第3項第2号から第6号まで並びに第4項の規定の適用については，第2項中「，本給
月額に」とあるのは「，本給月額から平成23年給与規程附則第2項第1号に定める額
に相当する額を減じた額に」と，第3項第2号中「本給月額に対する異動保障手当の月
額」とあるのは「本給月額に対する異動保障手当の月額から平成23年給与規程附則第
2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と，同項第3号中「本給月額に対する
広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から平成23
年給与規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と，同項第4号中
「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成23年給与規程附則第2項第4号
に定める額に相当する額を減じた額」と，同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは
「勤勉手当の額から平成23年給与規程附則第2項第5号に定める額に相当する額を減
じた額」と，同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み
替えられた前項及び前各号」と，同号ロ及びニ中「前項並びに第2号から第4号」とあ
るのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号から第4号」と，同号ハ
中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前
項並びに第2号及び第3号」と，第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た
額から平成23年給与規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に
相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

- 6 この附則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合に
おいて，当該額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。
(秋田県公立学校教員等から採用された者に対する特例)

- 7 秋田県公立学校教員等から人事交流により引き続いて職員となった者又はこれに準ず
るもののうち，前項までの規定による給与を支給することにより，人事交流の円滑な
実施に支障を来す可能性があるとして学長が認める者については，前項までの規定は適用
しない。ただし，特例期間において，秋田県公立学校教員等の給与を減額して支給す
る取扱いが実施される場合には，学長はその取扱いに準じた対応をとるものとする。

(医学部附属病院に所属する医療系職員等に対する特例)

- 8 医療系職員の人材確保及び医学部附属病院の運営を円滑に実施するため，医学部附属
病院に所属する医療系職員又はこれに準ずる者と学長が認める職員については，第6
項までの規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
(給与の支給について)
- 2 平成 24 年 12 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、教育系職員本給表(二)又は教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員に対する本給月額(平成 18 年 4 月 1 日施行の職員給与規程附則第 5 条の規定による本給月額を含み、当該職員が第 50 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文により半額を減ぜられた本給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

本給表	職務の級	割合
教育職員本給表(二)	1 級及び 2 級(学長が別に定める職員)	100 分の 1.5
	2 級(学長が別に定める職員)及び 3 級以上	100 分の 3
教育職員本給表(三)	1 級及び 2 級(学長が別に定める職員)	100 分の 1.5
	2 級(学長が別に定める職員)及び 3 級以上	100 分の 3

- 3 前項で定める期間においては、平成 23 年 1 月 1 日施行の職員給与規程附則(以下この項において、「平成 23 年給与規程附則」という。)第 2 項の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項中「、本給月額に」とあるのは、「、本給月額から平成 23 年給与規程附則第 2 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」とする。
- 4 第 2 項の規定に準じて措置することが必要であると学長が認める職員については、前項の規定を準用するものとする。

附 則(平成 25 年 2 月 21 日規則第 64 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
(平成 25 年 3 月に支給する給与の特例)
- 2 施行日に在職する職員のうち、寒冷地手当が支給されることとなる職員には、この規程に基づき支給される給与の他、平成 25 年 3 月の給与支給日において豪雪一時金(以下「一時金」という。)を支給するものとし、一時金の額は 10,000 円とする。
- 3 一時金が支給される職員のうち、第 43 条第 2 項又は第 3 項の規定に該当する職員の一時的金の額は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する一時金の額に対して同条第 2 項又は第 3 項の規定を準用して得られた額とする。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 64 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整)
- 2 平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日(以下「調整対象日」という。)の第 18 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第 3 項から第 5 項に規定する職員(以下「昇給等抑制職員」という。)は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成 25 年 4 月 1 日(以下「調整日」という。)において、31 歳以上 37 歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれか 2 以上に該当する職員
 - (2) 調整日において 37 歳以上 39 歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給抑制職員のいずれかに該当する職員
- 3 平成 19 年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成 19 年 1 月 1 日において、平成 18 年 4 月 1 日施行初任給等基準細則(以下「平成 18 年基準細則」という。)附則第 6 項の規定により読み替えられた同第 37 条若しくは同附則第 8 項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成 18 年基準細則附則第 6 項中「第 32 条第 1 項、第 3 項第 1 号」とあるのは「第 32 条第 3 項第 1 号」と、「同条第 1 項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D 又は E(職員給与規程第 18 条第 3 項の規定の適用を受ける特定職員にあつては C, D 又は E)」と、同条第 3 項第 1 号」とあるのは「同条第 3 項第 1 号」と、同附則第 8 項中「相当する数から 1 を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員(次に掲げる職員を除く。)
 - イ 平成 19 年 1 月 1 日から調整日までの間に、初任給等基準細則第 22 条第 3 項、第 25 条第 2 項(第 27 条において準用する場合も含む。以下同じ。)又は第 37 条の規定により号俸を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)
 - ロ 平成 19 年 1 月 1 日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第 6 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員
 - ハ 平成 19 年 1 月 1 日から調整日までの間に、学長によりその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員(以下「個別承認職員」という。)
 - ニ 平成 18 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間において、職員就業規則第 13 条第 1 項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第 4 条第 1 項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第 4 条第 1 項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規程第 13 条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規

程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間(以下「休職等期間」という。))がある職員のうち別に定める職員

ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして学長が定めるもの

(2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日)前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であつて、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日(平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成18年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日))前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成18年12月31日に当該本給表異動等(当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。)があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。第4項第5号ロ及び第5項第5号ロにおいて同じ。)であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

4 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成20年1月1日において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。)

(2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年1月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日))前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げるものから人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第22条第3項

又は第 25 条第 2 項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成 18 年基準細則附則第 5 項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成 20 年 1 月 1 日(平成 22 年 1 月 1 日以後に初任給等基準細則第 22 条第 3 項又は第 25 条第 2 項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成 19 年 11 月 1 日(同附則第 5 項に規定する特定職員にあっては、同年 10 月 1 日))前となる職員及び初任給等基準細則第 37 条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成 20 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成 20 年 1 月 1 日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成 19 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成 20 年 1 月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成 19 年 12 月 31 日当該本給表異動等があったものとした場合に、第 1 号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成 20 年 1 月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第 2 号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成 20 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

5 平成 21 年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成 21 年 1 月 1 日において初任給等基準細則第 32 条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成 18 年基準細則附則第 7 項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。)

(2) 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等

職員となった職員，本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって，同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては，平成20年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日))前となるもの

ロ その他，前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち，初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において，平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であつて，同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日(平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては，平成20年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては，同年10月1日))前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員，平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて，平成20年12月31日に当該本給表異動等があつたものとした場合に，第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて，当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に，第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

- (6) 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長が定める職員
- 6 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間において、休職等期間がある職員(休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)であって、平成 18 年 4 月 2 日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち別に定める職員については、別に定めるところにより、第 3 項から第 5 項に規定する職員に該当するものとみなす。
(この附則により難い場合の措置)
- 7 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、学長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則(平成 25 年 7 月 29 日規則第 64 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
(給与の支給について)
- 2 平成 24 年 12 月 1 日施行の職員給与規程附則第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、教育系職員本給表(二)及び教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員に対する本給月額については、平成 24 年 7 月 1 日施行の職員給与規程附則第 7 項ただし書の規定に基づき、同附則第 2 項及び第 6 項の規定を適用する。
- 3 前項で定める期間においては、第 48 条の規定により支給される給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、同条に定める給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 同条の表(以下この項において「表」という。)の(1)の(イ)及び(ロ)(ただし書に規定する期間に限る。)の給与を受ける者 前項に定める額を減じた額
- (2) 表の(1)の(ロ)(ただし書に規定する期間を除く。)及び(ハ)並びに(2)から(4)まで及び(7)の給与を受ける者 前項に定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
- (3) 表(6)の給与を受ける者 前項に定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額(給与を支給しないこととした場合を除く。)
- (4) 表の(10)の給与を受ける者 学長が定める額
- 4 第 2 項で定める期間においては、平成 23 年 1 月 1 日施行の職員給与規程附則(以下この項において、「平成 23 年給与規程附則」という。)第 2 項の適用を受ける職員に対す

る平成 24 年 7 月 1 日施行の職員給与規程附則第 2 項及び前項の規定の適用については、第 2 項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から平成 23 年給与規程附則第 2 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前項中「前項に定める額」とあるのは「第 4 項の規定により読み替えられた前項に定める額」とする。

- 5 前項までの規定に準じて措置する必要があると学長が認める職員については、本附則の規定を準用するものとする。

附 則(平成 25 年 11 月 25 日規則第 64 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。
(平成 25 年 12 月に支給する勤勉手当の特例)
- 2 平成 25 年 12 月に支給する勤勉手当については、平成 24 年 7 月 1 日施行の職員給与規程附則第 3 項第 5 号の規定は適用しない。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日規則第 64 号)

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整)
- 2 平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日(以下「調整対象日」という。)の第 18 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第 3 項から第 5 項に規定する職員(以下「昇給等抑制職員」という。)は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成 26 年 4 月 1 日(以下「調整日」という。)において、38 歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
 - (2) 調整日において、38 歳以上 40 歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれか 2 以上に該当する職員
 - (3) 調整日において、40 歳以上 45 歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- 3 平成 19 年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成 19 年 1 月 1 日において、平成 18 年 4 月 1 日施行初任給等基準細則(以下「平成 18 年基準細則」という。)附則第 6 項の規定により読み替えられた同第 37 条若しくは同附則第 8 項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成 18 年基準細則附

則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第32条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE(職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあつてはC、D又はE)」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、同附則第8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員(次に掲げる職員を除く。)

イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給等基準細則第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合も含む。以下同じ。)又は第37条の規定により号俸を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)

ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員

ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長によりその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員(以下「個別承認職員」という。)

ニ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規則第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間(以下「休職等期間」という。)がある職員のうち別に定める職員

ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして学長が定めるもの

(2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日)前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人

事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成 19 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第 22 条第 3 項又は第 25 条第 2 項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成 18 年基準細則附則第 5 項の規定により号俸を決定された職員であって、同附則第 5 項に規定する採用日から同附則第 5 項に規定する調整年数を遡った日が平成 19 年 1 月 1 日(平成 22 年 1 月 1 日以後に初任給等基準細則第 22 条第 3 項又は第 25 条第 2 項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成 18 年 11 月 1 日(同附則第 5 項に規定する特定職員にあつては、同年 10 月 1 日))前となる職員及び初任給等基準細則第 37 条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成 19 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成 19 年 1 月 1 日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成 18 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成 19 年 1 月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成 18 年 12 月 31 日に当該本給表異動等(当該本給表異動等が 2 以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。)があつたものとした場合に、第 1 号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成 19 年 1 月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。第 4 項第 5 号ロ及び第 5 項第 5 号ロにおいて同じ。)であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第 2 号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成 19 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

4 平成 20 年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成 20 年 1 月 1 日において初任給等基準細則第 32 条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号俸と、平成 18 年基準細則附則第 7 項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取

得等職員となった職員，本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員，平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）

- (2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって，次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員，本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって，同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては，平成19年1月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日))前となるもの

ロ その他，前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

- (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げるものから人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

- (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち，初任給基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において，平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって，同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては，平成19年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては，同年10月1日))前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

- (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員，平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって，平成19年12月31日に当該本給表異動等があったものとした場合に，第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

5 平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成21年1月1日において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。)

(2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年1月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日))前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第22条第3項

又は第 25 条第 2 項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成 18 年基準細則附則第 5 項の規定により号俸を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成 21 年 1 月 1 日(平成 22 年 1 月 1 日以後に初任給等基準細則第 22 条第 3 項又は第 25 条第 2 項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成 20 年 11 月 1 日(同附則第 5 項に規定する特定職員にあつては、同年 10 月 1 日))前となる職員及び初任給等基準細則第 37 条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成 21 年 1 月 1 日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成 20 年 12 月 31 日に当該本給表異動等があつたものとした場合に、第 1 号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第 2 号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成 21 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長が定める職員

6 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間において、休職等期間がある職員(休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)であつて、平成 18 年 4 月 2 日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたもののうち別に定める職員については、別に定めるところにより、第 3 項から第 5 項に規定する職員に該当するものとみなす。

(この附則により難い場合の措置)

7 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、学長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 20 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 30 日から施行し、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条及び第 28 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
(平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例)
- 2 平成 27 年 3 月 31 日までの間における第 18 条第 2 項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第 2 条 平成 27 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(平成 18 年 4 月 1 日施行の職員給与規程附則第 5 条の規定の適用を受ける職員及び次の各号に掲げる職員を除く。)には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(平成 22 年給与規程附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を本給として支給する。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動(本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第 6 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項第 1 号において同じ。)をした職員
- (2) 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。次項第 2 号において同じ。)をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間(初任給等基準細則第 38 条第 1 項に規定する休職等の期間及び同細則第 39 条に規定する派遣の期間をいう。以下この号及び次項第 3 号におい

て同じ。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの。

(4) 切替日以降に育児休業規程第 19 条第 1 項に規定する育児短時間勤務(次項第 4 号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

(5) 切替日以降に学長の承認を得てその号俸を決定された職員

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、同項の規定に準じて、その差額に相当する額(平成 22 年給与規程附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を本給として支給する。

(1) 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(特別職職員本給表の適用を受けることとなった場合及び第 5 号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に同日において受けることとなる本給月額に相当する額

(2) 降格をした場合(第 5 号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する本給月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号俸に対応する本給月額との差額に相当する額(降格を 2 回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第 5 号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 改正前の職員給与規程別表第 1 から別表第 8 までの本給表に掲げる本給月額(ロにおいて「切替前本給月額」という。)のうち、切替日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額に、育児休業規程第 26 条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第 5 条第 1 項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員(イに掲げる職員を除く。) 切替前本給月額

(5) 学長の承認を得てその号俸を決定された場合 学長の定める額

- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける本給月額が学長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(平成 22 年給与規程附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を、前項の規定による本給として支給する。
- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員(切替日以降に国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人等の職員その他学長が別に定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者に限る。以下この項において「人事交流等職員」という。)のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員の区分に応じ、次に定める額を本給として支給する。
 - (1) 人事交流等職員(当該人事交流となった日以降に第 2 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であつて、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額(学長の定める職員にあつては、学長の定める額)に達しないこととなるもの 第 2 項各号の規定に準じて、その差額に相当する額(平成 22 年給与規程附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)
 - (2) 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に第 2 項各号に掲げる場合に該当することとなったもの その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前 2 項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる差額に相当する額に相当する額(平成 22 年給与規程附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)
- 5 前各項の規定による本給の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給の額とする。
- 6 前各項の規定による本給の支給について、本条の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、学長が別段の取扱いをすることができる。

(本給月額の読替)

第 3 条 前条の規定による本給を支給される職員に関する第 22 条第 1 項及び第 44 条第 2 項(第 45 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第 22 条第 1 項及び第 44 条第 2 項中「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の職員給与規程附則第 2 条の規定による本給の額との合計額」とする。

(異動保障手当に関する経過措置)

第 4 条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第 25 条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合にお

ける同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に改正前の職員給与規程別表第 11 の支給地域欄に掲げる地域(以下次項において「改正前支給地域」という。)に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第 25 条の規定の適用については、なお従前のおりとする。

- 2 施行日後に別表第 10 の支給地域欄に掲げる地域(以下「改正後支給地域」という。)に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き 6 月を超えて在勤していない場合であつて、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き 6 月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第 25 条の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 45 条及び附則第 2 項の規定は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
(平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当)
- 2 平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 45 条及び平成 22 年給与規程附則第 5 項の規定の適用については、第 45 条第 2 項中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」と、「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 90」とし、平成 22 年給与規程附則第 5 項中、「100 分の 1.2」とあるのは「100 分の 1.275」と、「100 分の 1.5」とあるのは「100 分の 1.575」と、「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分 100」とあるのは「100 分の 105」とする。
(経過措置額の支給を受ける職員への特例)
- 3 平成 22 年給与規程附則第 2 項に規定する特定職員中、平成 18 年 4 月 1 日施行の職員給与規程附則第 5 条及び平成 27 年 4 月 1 日施行の職員給与規程附則第 2 条の規定の適用を受ける職員に対する平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの給与の支給に当たっては、改正後の職員給与規程の規定により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもって給与の額とする。
- 4 この附則の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(異動保障手当に関する経過措置)

第2条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に改正前の職員給与規程別表第11の支給地域欄に掲げる地域(以下次項において「改正前支給地域」という。)に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のおりとする。

2 施行日後に別表第11の支給地域欄に掲げる地域(以下「改正後支給地域」という。)に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であつて、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1

一般職員本給表(一)

(27.4.1～)

1/2

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900

10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100

47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400

84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800
94		293,600	341,400		
95		294,000	341,900		
96		294,400	342,300		
97		294,600	342,400		
98		294,900	342,900		
99		295,300	343,300		
100		295,700	343,600		
101		295,900	343,900		
102		296,200	344,300		
103		296,600	344,700		
104		296,900	345,100		
105		297,100	345,600		
106		297,400	346,000		
107		297,800	346,400		
108		298,100	346,800		
109		298,300	347,300		
110		298,700	347,700		
111		299,100	348,000		
112		299,400	348,300		
113		299,500	348,800		
114		299,800			
115		300,100			
116		300,500			
117		300,700			
118		300,900			
119		301,200			
120		301,500			

121		301,900			
122		302,100			
123		302,400			
124		302,700			
125		303,000			

2/2

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
2	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
3	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
4	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
5	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
6	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
7	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
8	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
9	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
10	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
11	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
12	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
13	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
14	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
15	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
16	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
17	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
18	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
19	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
20	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
21	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
22	360,600	409,400	449,000	508,900	
23	362,600	411,200	450,400	510,400	
24	364,500	413,100	451,900	511,900	
25	366,500	414,900	453,300	513,000	
26	368,400	416,400	454,600	514,100	
27	370,400	417,900	455,900	515,300	
28	372,400	419,500	457,100	516,500	
29	373,900	421,100	458,100	517,500	

30	375,700	422,400	458,800	518,400	
31	377,500	423,700	459,600	519,300	
32	379,100	424,900	460,300	520,200	
33	380,900	426,100	461,000	521,000	
34	382,300	427,400	461,800	521,900	
35	383,800	428,700	462,500	522,600	
36	385,400	429,900	463,100	523,100	
37	386,800	431,100	463,600	523,800	
38	388,000	431,900	464,200	524,400	
39	389,200	432,700	464,800	525,200	
40	390,300	433,500	465,400	525,800	
41	391,400	434,100	465,900	526,300	
42	392,600	434,800	466,400		
43	393,800	435,500	466,800		
44	394,900	436,200	467,100		
45	395,600	437,000	467,400		
46	396,300	437,800			
47	397,000	438,200			
48	397,700	438,900			
49	398,300	439,400			
50	398,900	439,800			
51	399,400	440,200			
52	399,800	440,600			
53	400,200	441,000			
54	400,500	441,400			
55	400,800	441,800			
56	401,100	442,100			
57	401,400	442,400			
58	401,700	442,800			
59	402,000	443,100			
60	402,300	443,400			
61	402,600	443,700			
62	402,900				
63	403,200				
64	403,500				
65	403,800				
66	404,100				

67	404,400				
68	404,700				
69	404,900				
70	405,200				
71	405,500				
72	405,800				
73	406,000				
74	406,300				
75	406,600				
76	406,800				
77	407,000				
78	407,300				
79	407,600				
80	407,800				
81	408,000				
82	408,300				
83	408,600				
84	408,800				
85	409,000				

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

一般職員本給表(二)

(27.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900

11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300

48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
70	208,300	251,300	281,300	310,100	
71	208,600	251,900	282,100	310,600	
72	209,200	252,400	282,800	311,100	
73	209,700	252,600	283,600	311,400	
74	210,300	253,000	284,300	311,900	
75	210,900	253,500	285,100	312,400	
76	211,700	254,000	285,900	312,800	
77	211,900	254,600	286,500	313,000	
78	212,600	255,000	287,000	313,300	
79	213,200	255,500	287,500	313,600	
80	213,800	256,000	287,900	313,900	
81	214,500	256,300	288,300	314,200	
82	215,100	256,600	288,700	314,500	
83	215,700	256,900	289,200	314,800	
84	216,400	257,200	289,700	315,100	

85	217, 100	257, 400	290, 100	315, 300	
86	217, 700	257, 600	290, 700	315, 700	
87	218, 300	257, 900	291, 300	316, 000	
88	219, 000	258, 200	291, 900	316, 200	
89	219, 500	258, 400	292, 200	316, 400	
90	220, 100	258, 600	292, 700	316, 700	
91	220, 700	259, 000	293, 200	317, 000	
92	221, 300	259, 200	293, 600	317, 300	
93	221, 700	259, 500	294, 000	317, 500	
94	222, 200	259, 900	294, 500	317, 800	
95	222, 700	260, 200	295, 000	318, 100	
96	223, 200	260, 500	295, 500	318, 300	
97	223, 800	260, 700	295, 800	318, 500	
98	224, 300	261, 000	296, 200	318, 800	
99	224, 800	261, 200	296, 700	319, 100	
100	225, 300	261, 500	297, 200	319, 300	
101	225, 900	261, 800	297, 600	319, 500	
102	226, 400	262, 000	298, 000		
103	227, 000	262, 300	298, 300		
104	227, 600	262, 600	298, 600		
105	228, 000	262, 800	298, 900		
106	228, 500	263, 000	299, 300		
107	229, 000	263, 300	299, 700		
108	229, 400	263, 500	300, 100		
109	229, 600	263, 800	300, 400		
110	230, 000	264, 100	300, 800		
111	230, 500	264, 400	301, 200		
112	231, 000	264, 600	301, 500		
113	231, 400	264, 800	301, 700		
114	231, 900	265, 100	302, 000		
115	232, 400	265, 300	302, 300		
116	232, 900	265, 500	302, 500		
117	233, 200	265, 800	302, 700		
118	233, 600	266, 100	303, 000		
119	234, 000	266, 400	303, 300		
120	234, 400	266, 700	303, 500		
121	234, 800	266, 800	303, 700		

122		267,100	304,000		
123		267,400	304,300		
124		267,700	304,500		
125		267,800	304,700		
126		268,100	305,000		
127		268,400	305,300		
128		268,700	305,500		
129		268,800	305,700		
130		269,100	306,000		
131		269,400	306,300		
132		269,700	306,500		
133		269,800	306,700		
134		270,100			
135		270,400			
136		270,700			
137		270,800			

備考 この表は、機器の運転操作、建物の監視その他の用務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3

教育系職員本給表(一)

(27.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	167,200	210,000	270,700	318,100	403,400	533,200
2	169,300	212,200	273,700	321,000	405,700	536,200
3	171,300	214,400	276,500	324,100	408,100	539,300
4	173,300	216,600	279,300	327,200	410,600	542,400
5	175,300	218,700	282,200	330,400	413,000	545,400
6	177,800	220,900	284,700	333,200	415,500	547,800
7	180,300	223,100	286,900	336,000	417,900	550,300
8	182,800	225,200	289,300	338,700	420,400	552,700
9	185,300	227,500	292,000	341,700	422,300	555,000
10	188,100	229,900	294,500	344,800	424,800	556,800
11	190,800	232,300	296,900	347,900	427,200	558,700
12	193,500	234,700	299,500	351,200	429,600	560,600

13	196,200	237,000	302,000	354,300	431,300	562,300
14	198,100	239,400	304,000	356,400	433,500	563,700
15	200,000	241,800	306,100	358,800	435,700	565,000
16	201,900	244,200	308,200	361,400	438,000	566,200
17	203,900	246,300	310,400	364,000	440,300	567,500
18	205,700	249,400	312,600	366,200	442,700	568,300
19	207,500	252,500	314,700	368,500	445,000	569,000
20	209,200	255,600	316,700	370,700	447,400	569,700
21	211,000	258,500	318,800	372,800	449,500	570,500
22	212,900	261,500	321,400	374,900	451,800	
23	214,800	264,400	324,000	377,000	454,200	
24	216,700	267,300	326,800	379,100	456,500	
25	218,700	270,100	329,100	380,900	458,500	
26	220,800	272,700	331,300	382,700	460,700	
27	222,900	275,200	333,600	384,600	462,800	
28	225,000	277,900	336,100	386,500	465,000	
29	227,000	280,800	338,500	388,500	467,100	
30	229,200	283,200	340,700	390,200	469,400	
31	231,500	285,400	342,800	391,900	471,600	
32	233,800	287,800	344,900	393,600	473,700	
33	236,000	290,400	347,100	395,400	475,600	
34	237,800	292,600	349,400	397,200	477,700	
35	239,500	295,100	351,700	398,800	480,000	
36	241,200	297,500	353,900	400,600	482,200	
37	243,000	300,000	355,900	401,900	484,300	
38	244,700	301,700	357,900	403,500	486,300	
39	246,100	303,500	360,000	405,100	488,200	
40	247,700	305,200	361,900	406,700	490,100	
41	249,800	307,100	363,900	408,000	492,100	
42	251,500	308,100	365,800	409,600	494,000	
43	252,900	309,000	367,600	411,100	495,700	
44	254,500	309,900	369,400	412,700	497,600	
45	256,100	310,900	371,400	414,100	499,500	
46	257,600	312,000	373,200	415,700	501,300	
47	259,300	313,100	374,800	417,100	503,100	
48	260,800	314,200	376,600	418,700	505,000	
49	262,200	315,200	378,500	420,100	506,700	

50	263,000	316,300	380,100	421,400	508,400
51	263,700	317,200	381,900	422,700	510,200
52	264,600	318,200	383,600	424,000	512,100
53	265,300	319,400	384,900	424,700	513,700
54	266,300	320,400	386,400	425,700	515,300
55	267,000	321,500	387,800	426,600	517,000
56	267,900	322,500	389,400	427,500	518,600
57	268,900	323,600	390,800	428,400	520,200
58	270,100	324,700	392,200	429,300	521,500
59	271,200	325,800	393,500	430,200	522,800
60	272,300	326,800	395,000	431,100	524,000
61	273,300	327,900	396,300	432,000	525,200
62	274,400	328,900	397,700	432,900	526,200
63	275,400	330,000	399,200	433,900	527,200
64	276,400	331,100	400,700	435,000	528,200
65	277,400	332,000	401,700	435,900	528,800
66	278,300	333,100	402,800	436,900	529,700
67	279,400	334,000	403,800	437,900	530,600
68	280,500	335,100	404,900	438,800	531,500
69	281,500	336,000	405,900	439,800	532,400
70	282,600	337,100	406,800	440,800	533,200
71	283,600	338,100	407,600	441,700	533,900
72	284,700	339,200	408,400	442,700	534,400
73	285,600	339,800	409,200	443,700	535,100
74	286,700	340,800	410,100	444,600	535,600
75	287,800	341,800	410,900	445,500	536,400
76	288,800	342,800	411,700	446,500	537,000
77	289,600	343,800	412,400	447,300	537,500
78	290,600	344,800	412,900	447,800	538,100
79	291,600	345,700	413,300	448,500	538,700
80	292,500	346,600	413,700	449,100	539,300
81	293,600	347,600	414,000	449,900	539,900
82	294,500	348,600	414,400	450,600	
83	295,400	349,600	414,700	450,900	
84	296,300	350,600	415,100	451,500	
85	297,100	351,200	415,400	451,900	
86	297,900	351,800	415,800	452,300	

87	298,700	352,400	416,200	452,700		
88	299,600	353,000	416,600	453,000		
89	300,200	353,600	416,900	453,300		
90	300,800	354,000	417,300	453,700		
91	301,500	354,400	417,700	454,100		
92	302,100	354,900	418,000	454,400		
93	302,800	355,400	418,300	454,700		
94	303,400	355,800	418,700	455,100		
95	304,000	356,300	419,000	455,400		
96	304,600	356,800	419,300	455,700		
97	305,300	357,400	419,600	456,000		
98	305,900	357,900	420,000	456,400		
99	306,500	358,300	420,300	456,700		
100	307,100	358,800	420,600	457,000		
101	307,500	359,200	420,900	457,300		
102	307,800	359,700	421,300			
103	308,100	360,000	421,600			
104	308,500	360,500	421,900			
105	308,800	361,000	422,200			
106	309,200	361,400	422,600			
107	309,500	361,900	422,900			
108	309,800	362,400	423,200			
109	310,200	362,800	423,500			
110	310,500	363,300	423,800			
111	310,900	363,800	424,100			
112	311,300	364,200	424,400			
113	311,600	364,600	424,700			
114	312,000	365,000	425,000			
115	312,300	365,500	425,300			
116	312,600	365,900	425,600			
117	312,800	366,300	425,800			
118	313,100	366,700				
119	313,500	367,200				
120	313,900	367,600				
121	314,100	367,900				
122	314,400	368,300				
123	314,800	368,800				

124	315,200	369,100				
125	315,400	369,500				
126	315,600	370,000				
127	315,900	370,500				
128	316,300	370,900				
129	316,500	371,300				
130	316,800	371,800				
131	317,200	372,300				
132	317,400	372,800				
133	317,600	373,300				
134	317,900	373,800				
135	318,300	374,300				
136	318,500	374,800				
137	318,600	375,300				
138	318,800	375,800				
139	319,100	376,300				
140	319,400	376,800				
141	319,800	377,300				
142	320,100					
143	320,400					
144	320,700					
145	321,100					
146	321,400					
147	321,600					
148	321,900					
149	322,300					
150	322,600					
151	322,900					
152	323,100					
153	323,400					
154	323,700					
155	324,000					
156	324,300					
157	324,500					

備考 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表第4

教育系職員本給表(二)

(27.4.1～)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	153,600	197,900	327,200	415,700
2	155,100	199,600	329,400	417,500
3	156,600	201,200	331,700	419,300
4	158,100	202,900	333,900	421,000
5	159,800	204,700	336,200	422,500
6	161,700	206,400	338,400	424,000
7	163,500	208,100	340,700	425,900
8	165,300	209,700	343,000	427,800
9	167,100	211,500	345,000	429,600
10	169,200	213,400	347,100	431,400
11	171,200	215,300	349,300	433,300
12	173,200	217,200	351,400	435,100
13	175,200	218,900	353,600	436,800
14	177,400	220,900	355,600	438,700
15	179,600	222,900	357,600	440,500
16	181,800	224,900	359,600	442,400
17	184,100	226,800	361,500	444,100
18	186,700	229,500	363,400	445,900
19	189,200	232,200	365,400	447,700
20	191,700	234,900	367,400	449,500
21	194,200	237,500	369,200	451,100
22	195,900	240,300	371,100	452,800
23	197,600	242,900	373,000	454,700
24	199,300	245,600	374,900	456,400
25	200,800	248,100	376,400	458,100
26	202,500	250,600	378,200	459,700
27	204,200	253,100	380,000	461,300
28	205,800	255,500	381,900	462,800
29	207,300	258,200	383,800	464,300
30	209,000	260,600	385,700	465,600
31	210,700	262,800	387,600	466,900
32	212,400	265,000	389,600	468,200
33	214,000	267,200	391,300	469,400

34	215,800	269,400	393,000	470,100
35	217,600	271,600	394,600	470,800
36	219,400	273,700	396,400	471,500
37	221,000	276,000	397,600	472,100
38	222,800	278,000	399,100	
39	224,600	280,000	400,500	
40	226,400	282,000	401,900	
41	228,100	283,900	403,600	
42	229,800	286,400	405,000	
43	231,400	288,700	406,300	
44	233,000	291,200	407,800	
45	234,600	293,400	409,400	
46	236,000	295,900	410,700	
47	237,300	298,300	412,200	
48	238,600	301,000	413,800	
49	240,100	303,400	415,500	
50	241,600	305,800	416,900	
51	242,800	308,300	418,500	
52	244,300	310,700	420,000	
53	245,600	313,100	421,700	
54	246,800	315,300	423,200	
55	248,200	317,400	424,800	
56	249,400	319,600	426,400	
57	250,700	321,900	427,900	
58	251,800	324,000	429,400	
59	253,000	326,200	430,600	
60	254,200	328,200	431,800	
61	255,500	330,400	433,000	
62	256,900	332,500	434,300	
63	258,300	334,700	435,600	
64	259,500	336,900	436,800	
65	260,900	338,800	438,000	
66	262,400	341,000	439,200	
67	264,000	343,100	440,400	
68	265,700	345,300	441,600	
69	267,200	347,300	442,800	
70	268,600	349,200	444,000	

71	270,000	351,300	445,200
72	271,500	353,300	446,400
73	272,600	355,100	447,500
74	274,000	357,000	448,100
75	275,400	358,800	448,600
76	276,700	360,700	449,100
77	278,100	362,600	449,600
78	279,300	364,300	
79	280,500	366,000	
80	281,700	367,600	
81	282,900	369,100	
82	284,100	370,600	
83	285,300	372,100	
84	286,500	373,500	
85	287,700	374,600	
86	288,800	376,000	
87	290,000	377,400	
88	291,200	378,700	
89	292,400	380,000	
90	293,500	381,300	
91	294,700	382,500	
92	295,900	383,800	
93	296,700	385,100	
94	297,700	386,200	
95	298,800	387,500	
96	300,000	388,700	
97	301,000	390,100	
98	302,100	391,100	
99	303,100	392,200	
100	304,200	393,200	
101	305,100	394,100	
102	306,200	395,100	
103	307,300	396,200	
104	308,300	397,300	
105	308,900	398,000	
106	309,800	398,900	
107	310,600	399,800	

108	311,400	400,700		
109	312,300	401,500		
110	312,700	402,400		
111	313,100	403,200		
112	313,600	404,000		
113	314,200	404,600		
114	314,600	405,300		
115	315,100	406,000		
116	315,600	406,700		
117	316,200	407,300		
118	316,700	407,800		
119	317,100	408,200		
120	317,600	408,600		
121	318,100	409,000		
122	318,500	409,300		
123	319,000	409,600		
124	319,500	409,800		
125	320,100	410,000		
126	320,400	410,300		
127	320,700	410,600		
128	321,000	410,800		
129	321,200	411,000		
130	321,500	411,300		
131	321,800	411,600		
132	322,100	411,800		
133	322,300	412,000		
134	322,500	412,300		
135	322,700	412,600		
136	323,000	412,800		
137	323,300	413,000		
138	323,500	413,300		
139	323,800	413,600		
140	324,100	413,800		
141	324,300	414,000		
142	324,500	414,300		
143	324,800	414,600		
144	325,000	414,800		

145	325,300	415,000		
146	325,500			
147	325,800			
148	326,100			
149	326,300			
150	326,500			
151	326,800			
152	327,100			
153	327,300			

備考 この表は、附属特別支援学校に勤務する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び講師に適用する。

別表第5

教育系職員本給表(三)

(27.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	153,600	169,500	287,300	405,500
2	155,100	171,600	289,900	407,000
3	156,600	173,700	292,800	408,500
4	158,100	175,900	295,400	410,000
5	159,800	177,900	297,900	411,400
6	161,700	180,100	300,300	412,800
7	163,500	182,300	302,700	414,300
8	165,300	184,500	305,100	415,900
9	167,100	186,800	307,600	417,300
10	169,200	189,600	310,300	418,700
11	171,200	192,300	313,000	420,100
12	173,200	195,000	315,900	421,400
13	175,200	197,900	318,500	422,700
14	177,400	199,600	320,500	424,100
15	179,600	201,200	322,600	425,500
16	181,800	202,900	324,900	426,900
17	184,100	204,700	327,200	428,100
18	186,700	206,400	329,400	429,400
19	189,200	208,100	331,700	430,600

20	191,700	209,700	333,900	431,900
21	194,200	211,500	336,200	433,000
22	195,900	213,400	338,400	434,200
23	197,600	215,300	340,700	435,500
24	199,300	217,200	343,000	436,800
25	200,800	218,900	345,000	438,100
26	202,400	220,900	346,800	439,300
27	204,000	222,900	348,700	440,300
28	205,500	224,900	350,600	441,400
29	207,200	226,800	352,500	442,600
30	208,900	229,500	354,300	443,400
31	210,600	232,200	356,000	444,200
32	212,300	234,900	357,900	445,100
33	213,800	237,500	359,600	446,000
34	215,500	240,300	361,300	446,500
35	217,200	242,900	363,000	447,000
36	218,900	245,600	364,800	447,500
37	220,400	248,100	366,700	448,000
38	222,100	250,600	368,200	
39	223,800	253,100	369,800	
40	225,500	255,500	371,400	
41	227,100	258,200	372,700	
42	228,800	260,600	374,100	
43	230,400	262,800	375,500	
44	232,000	265,000	377,000	
45	233,700	267,200	378,500	
46	235,200	269,400	380,100	
47	236,600	271,600	381,700	
48	238,000	273,700	383,200	
49	239,400	276,000	384,600	
50	240,800	278,000	386,100	
51	242,300	280,000	387,600	
52	243,500	282,000	389,000	
53	244,700	283,900	390,200	
54	246,100	286,400	391,500	
55	247,400	288,700	392,600	
56	248,600	291,200	393,700	

57	249,900	293,400	395,100	
58	251,100	295,900	396,300	
59	252,200	298,300	397,500	
60	253,400	301,000	398,800	
61	254,800	303,400	400,000	
62	256,100	305,800	401,000	
63	257,300	308,300	402,400	
64	258,300	310,700	403,700	
65	259,300	313,100	404,900	
66	260,700	315,300	406,000	
67	262,200	317,400	407,200	
68	263,700	319,600	408,300	
69	265,300	321,900	409,300	
70	266,800	324,000	410,500	
71	268,300	326,200	411,700	
72	269,800	328,200	412,900	
73	271,000	330,400	413,500	
74	272,200	332,500	414,300	
75	273,500	334,700	415,000	
76	274,800	336,900	415,500	
77	276,200	338,700	415,800	
78	277,300	340,600	416,200	
79	278,500	342,500	416,600	
80	279,700	344,300	417,000	
81	281,000	346,100	417,300	
82	281,900	347,900	417,700	
83	283,100	349,600	418,100	
84	284,300	351,400	418,400	
85	285,300	352,800	418,700	
86	286,200	354,400	419,100	
87	287,200	355,900	419,500	
88	288,200	357,400	419,800	
89	289,300	358,800	420,100	
90	290,200	360,100	420,400	
91	291,100	361,500	420,700	
92	292,000	362,900	420,900	
93	292,500	364,400	421,100	

94	293,200	365,700		
95	293,900	367,000		
96	294,700	368,200		
97	295,500	369,200		
98	296,300	370,200		
99	297,100	371,200		
100	297,800	372,200		
101	298,700	373,100		
102	299,200	374,100		
103	299,700	375,100		
104	300,200	376,100		
105	300,400	376,900		
106	300,800	377,800		
107	301,100	378,700		
108	301,300	379,700		
109	301,500	380,500		
110	301,700	381,500		
111	302,000	382,500		
112	302,300	383,500		
113	302,500	384,100		
114	302,700	385,000		
115	302,900	385,900		
116	303,200	386,800		
117	303,500	387,600		
118	303,800	388,300		
119	304,100	389,100		
120	304,400	389,900		
121	304,500	390,500		
122	304,700	391,300		
123	305,000	392,000		
124	305,300	392,700		
125	305,500	393,300		
126		394,000		
127		394,500		
128		395,100		
129		395,800		
130		396,400		

131		396,900		
132		397,400		
133		397,700		
134		398,000		
135		398,300		
136		398,600		
137		398,900		
138		399,200		
139		399,500		
140		399,800		
141		400,100		
142		400,400		
143		400,700		
144		401,000		
145		401,200		
146		401,500		
147		401,800		
148		402,000		
149		402,200		
150		402,500		
151		402,800		
152		403,000		
153		403,200		
154		403,500		
155		403,800		
156		404,000		
157		404,200		

備考 この表は、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校に勤務する副校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師に適用する。

別表第6

医療系職員本給表(一)

(27.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900

2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600
8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800
17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700
19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500
22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400
29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700
31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200
38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400

39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	

76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000	
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400	
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800	
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200	
86		288,300	324,200	345,100		
87		288,500	324,400	345,400		
88		288,700	324,800	345,700		
89		289,100	325,200	346,100		
90		289,300	325,600	346,400		
91		289,500	326,000	346,800		
92		289,700	326,400	347,100		
93		290,100	326,700	347,500		
94		290,300	326,900	347,800		
95		290,500	327,300	348,100		
96		290,800	327,600	348,400		
97		291,200	327,800	348,700		
98		291,500	328,100	349,100		
99		291,700	328,400	349,500		
100		292,000	328,700	349,900		
101		292,300	328,900	350,400		
102		292,500	329,200	350,800		
103		292,700	329,600	351,200		
104		293,000	329,800	351,600		
105		293,300	329,900	352,100		
106			330,200			
107			330,600			
108			330,800			
109			331,000			
110			331,400			
111			331,800			
112			332,200			

113			332,400			
-----	--	--	---------	--	--	--

備考 この表は、附属病院等に勤務する薬剤師，栄養士，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，理学・作業療法士及び歯科技工士等医療技術職員に適用する。

別表第7

医療系職員本給表(二)

(27.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600

28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500

65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
94	280,400	313,800	347,200	365,200		
95	281,300	314,500	347,900	365,600		
96	282,300	315,100	348,500	365,900		
97	283,200	315,800	348,900	366,500		
98	284,000	316,100	349,300	367,000		
99	284,600	316,700	349,800	367,500		
100	285,500	317,400	350,200	368,000		
101	286,300	317,800	350,700	368,600		

102	287,100	318,400	351,100	369,100		
103	287,900	319,000	351,600	369,600		
104	288,700	319,600	352,000	370,000		
105	289,400	320,000	352,300	370,600		
106	289,900	320,500	352,800	371,100		
107	290,400	321,000	353,200	371,600		
108	290,900	321,500	353,500	372,100		
109	291,100	321,900	354,000	372,700		
110	291,400	322,300	354,500	373,100		
111	291,600	322,600	355,000	373,600		
112	292,000	322,900	355,500	374,100		
113	292,300	323,300	356,000	374,700		
114	292,500	323,700	356,500			
115	292,900	324,100	357,000			
116	293,200	324,400	357,400			
117	293,500	324,600	357,800			
118	293,800	324,900	358,200			
119	294,100	325,300	358,700			
120	294,500	325,500	359,200			
121	294,800	325,700	359,600			
122	295,200	326,000	360,100			
123	295,500	326,300	360,600			
124	295,900	326,600	361,100			
125	296,100	326,800	361,400			
126	296,300	327,100				
127	296,600	327,500				
128	297,000	327,700				
129	297,200	327,800				
130	297,500	328,100				
131	297,900	328,500				
132	298,300	328,700				
133	298,500	329,000				
134	298,800	329,400				
135	299,200	329,800				
136	299,500	330,200				
137	299,700	330,500				
138	300,000	330,900				

139	300,400	331,300				
140	300,700	331,700				
141	300,900	332,000				
142	301,300	332,400				
143	301,700	332,700				
144	302,000	333,100				
145	302,100	333,400				
146	302,400	333,800				
147	302,700	334,200				
148	303,100	334,600				
149	303,300	334,900				
150	303,500	335,300				
151	303,800	335,700				
152	304,100	336,100				
153	304,500	336,400				
154	304,700					
155	304,900					
156	305,200					
157	305,500					
158	305,800					
159	306,100					
160	306,400					
161	306,800					
162	307,100					
163	307,400					
164	307,700					
165	308,100					
166	308,400					
167	308,700					
168	309,000					
169	309,400					

備考 この表は、附属病院等に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第8

特別職職員本給表

(27.4.1～)

号俸	本給月額
1	635,000
2	706,000
3	761,000
4	818,000
5	895,000

備考 この表は、大学院医学系研究科長，大学院理工学研究科長及び医学部附属病院長，その他別に定める者に適用する。

別表第9(第23条関係)

管理職手当表

適用区分	管理又は監督の地位にある職員
II種	副理事 事務部長 看護部長
III種	副学長 大学院国際資源学研究科長 教育文化学部長 課長(学長が別に指定するものに限る。)
IV種	評議員 附属図書館長 課長・事務長(これらの職に相当するものを含む。) 薬剤部長 附属小学校長 附属中学校長 附属特別支援学校長 附属幼稚園長 附属小学校副校長 附属中学校副校長
V種	情報統括センター長 附属教育実践研究支援センター長 専攻長(学長が別に指定するものに限る。) 附属理工学研究センター長 附属特別支援学校副校長 附属幼稚園副園長 附属小学校教頭

	附属中学校教頭 附属特別支援学校教頭 附属幼稚園教頭 附属特別支援学校主事 (小学部主事, 中学部主事及び高等部主事に限る。) 総括技術長
VI 種	学長補佐

別表第 10(第 23 条関係)

管理職手当額表

一 一般職員本給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
8 級	II 種	94,000 円
7 級	II 種	88,500 円
6 級	III 種	72,700 円
	IV 種	62,300 円
	V 種	51,900 円
5 級	III 種	63,500 円
	IV 種	59,500 円
	V 種	49,600 円
4 級	IV 種	55,500 円
	V 種	46,300 円

二 教育系職員本給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
5 級	III 種	93,500 円
	IV 種	80,200 円 (86,800 円)
	V 種	66,800 円
	VI 種	42,800 円
4 級	IV 種	68,800 円
	VI 種	36,700 円

備考 この表の管理職手当額欄の括弧内に掲げる額は、附属小学校長の職を兼ねる職員に適用する。

三 教育系職員本給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4 級	V 種	56,900 円

3級	V種	34,700円
2級	V種	33,400円

四 教育系職員本給表(三)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4級	IV種	65,100円
3級	V種	53,700円
2級	V種	32,700円

五 医療系職員本給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
6級	II種	86,700円

別表第11(第25条関係)

異動保障手当支給割合表

民間の賃金水準及び物価等を考慮して定める地域		支給割合
都道府県	支給地域	
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	仙台市	100分の6
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15.5
	つくば市	100分の15
	水戸市	100分の10
	日立市	100分の9
	ひたちなか市	100分の6
栃木県	宇都宮市	100分の6
	小山市	100分の3
群馬県	前橋市	100分の3
埼玉県	和光市	100分の15.5
	さいたま市	100分の14
千葉県	千葉市	100分の13
	市川市, 松戸市	100分の10
	佐倉市	100分の9
	木更津市	100分の2
東京都	特別区	100分の18.5
	国立市, 調布市, 小平市	100分の15
	八王子市, 府中市	100分の14
	立川市	100分の12

	三鷹市	100 分の 10
神奈川県	横浜市	100 分の 15
	横須賀市	100 分の 10
	三浦郡葉山町	100 分の 6
新潟県	新潟市	100 分の 2
山梨県	甲府市	100 分の 6
富山県	富山市	100 分の 3
石川県	金沢市	100 分の 3
福井県	福井市	100 分の 3
長野県	長野市, 松本市	100 分の 3
岐阜県	岐阜市	100 分の 5
静岡県	静岡市, 沼津市	100 分の 6
	浜松市, 三島市	100 分の 3
愛知県	刈谷市, 豊田市	100 分の 15
	名古屋市	100 分の 14
	岡崎市	100 分の 5
	豊橋市	100 分の 3
三重県	鈴鹿市	100 分の 10.5
	津市	100 分の 6
滋賀県	大津市	100 分の 10
	彦根市	100 分の 5
京都府	京都市	100 分の 10
	宇治市	100 分の 6
大阪府	大阪市	100 分の 15.5
	吹田市, 箕面市	100 分の 12
	豊中市	100 分の 10.5
	柏原市	100 分の 7
兵庫県	神戸市	100 分の 10.5
	明石市	100 分の 5
奈良県	奈良市, 大和郡山市	100 分の 10
和歌山県	和歌山市	100 分の 5
岡山県	岡山市	100 分の 3
広島県	広島市	100 分の 10
	東広島市	100 分の 2
山口県	周南市	100 分の 3
徳島県	徳島市, 鳴門市	100 分の 2
香川県	高松市	100 分の 5

福岡県	福岡市	100 分の 10
	春日市	100 分の 7
	北九州市	100 分の 3
長崎県	長崎市	100 分の 3

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成 27 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第 12(第 31 条関係)

義務教育等教員特別手当表

イ 教育系職員本給表(二)適用職員

2 級		3 級		4 級	
号俸	手当額	号俸	手当額	号俸	手当額
1～4	2,500	1～4	5,100	1～4	6,800
5～8	2,600	5～8	5,200	5～8	6,900
9～12	2,800	9～12	5,400	9～12	7,100
13～16	2,900	13～16	5,500	13～16	7,200
17～20	3,000	17～20	5,700	17～20	7,400
21～24	3,200	21～24	5,900	21～24	7,500
25～28	3,300	25～28	6,000	25～28	7,600
29～32	3,500	29～32	6,100	29～32	7,700
33～36	3,700	33～36	6,300	33～36	7,900
37～40	3,800	37～40	6,400	37	8,000
41～44	4,100	41～44	6,600		
45～48	4,300	45～48	6,800		
49～52	4,500	49～52	6,900		
53～56	4,800	53～56	7,000		
57～60	4,900	57～60	7,100		
61～64	5,100	61～64	7,200		
65～68	5,300	65～68	7,300		
69～72	5,400	69～72	7,400		
73～76	5,500	73～76	7,500		
77～80	5,600	77	7,500		
81～84	5,800				
85～88	5,900				

89～92	6,100				
93～96	6,200				
97～100	6,300				
101～104	6,400				
105～108	6,500				
109～112	6,600				
113～116	6,700				
117～120	6,800				
121～124	6,900				
125～128	6,900				
129～132	6,900				
133～136	7,000				
137	7,100				

ロ 教育系職員本給表(三)適用職員

2 級		3 級		4 級	
号俸	手当額	号俸	手当額	号俸	手当額
1～4	2,100	1～4	4,200	1～4	6,800
5～8	2,300	5～8	4,400	5～8	6,900
9～12	2,400	9～12	4,500	9～12	7,100
13～16	2,500	13～16	4,900	13～16	7,200
17～20	2,600	17～20	5,100	17～20	7,400
21～24	2,800	21～24	5,200	21～24	7,500
25～28	2,900	25～28	5,400	25～28	7,600
29～32	3,000	29～32	5,500	29～32	7,700
33～36	3,200	33～36	5,700	33～36	7,900
37～40	3,300	37～40	5,900	37	8,000
41～44	3,500	41～44	6,000		
45～48	3,700	45～48	6,100		
49～52	3,800	49～52	6,300		
53～56	4,100	53～56	6,400		
57～60	4,300	57～60	6,600		
61～64	4,500	61～64	6,800		
65～68	4,800	65～68	6,900		
69～72	4,900	69～72	7,000		
73～76	5,100	73～76	7,100		
77～80	5,300	77～80	7,200		
81～84	5,400	81～84	7,300		

85~88	5,500	85~88	7,400		
89~92	5,600	89~92	7,500		
93~96	5,800	93	7,500		
97~100	5,900				
101~104	6,100				
105~108	6,200				
109~112	6,300				
113~116	6,400				
117~120	6,500				
121~124	6,600				
125~128	6,700				
129~132	6,800				
133~136	6,900				
137~140	6,900				
141~144	6,900				
145~148	7,000				
149	7,100				